

令和4年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月9日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和4年3月9日(水) 午前8時57分
閉 会 日 時	令和4年3月9日(水) 午後3時37分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5号	鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6号	鴻巣市特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7号	鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第19号	令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 佐々木紀演
市長政策室副室長 藤崎 秀也
市長政策室参事兼
秘書課長 小林 勝
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 森田 慎三
総務課長 國島 清文
総務課副参事 原口 佳之
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
ICT 推進課長 中根 哲
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 山崎 勝利
財務部副部長 谷 広明
財務部参事兼財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 関口 敬一
資産管理課副参事 山岸 晃
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
収税対策課長 野口 高志

会計管理者 大塚 泰史
会計課長 沼上 早苗
監査委員事務局長 小川 哲夫
監査委員事務局副局長 鈴木 恵子
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

書記 佐伯 幸子
書記 中島 達也

(開議 午前8時57分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

財務部参事兼税務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼税務課長) 皆さん、おはようございます。

昨日、議案番号第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算の歳入の質疑におきまして、金子委員さんからの質疑でお答えできなかったところについてお答えいたします。

予算書のページ番号が22、23ページでございます。軽自動車税の種別割、2億5,985万円、その中の車種別増減状況等ということで、その中でまず1つ目が軽自動車の四輪乗用営業車のところでございますが、こちらについては13年経過した重課はないのかということでございます。こちらについては、登録車両はございません。平成26年度以前の車両が3台、それと27年度以降の新税率のものが1台ということでございます。

それと、小型特殊自動車のその他とはということの質問ですが、こちらについては主にフォークリフトになります。こちら予定しております298台について確認をしたところ、車名登録がかなりございまして、その中で種類として把握できたものがフォークリフトが152台、それとホイールローダーが15台、そのほかステアローダー、運搬機等となっております。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 歳入から質疑を行っていきます。

その中で、まず最初にちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、決算書のところに担当する課が一覧で書いていますよね。総務課とか税務課とか、財政課とかとあるのですけれども、収税対策課があるにもかかわらず、税務課とあえて表示している理由というのは何かあるのでしょうか。収税対策課まで、きちっと課長さんまで配置しているのに、税務課で滞納処理の部分は記載されているのです。だから、本来組織図に基づいた

対応を私はすべきと考えますが、この予算書の中には収税対策課というのが出てきていなくて、税務課で表示されている。その理由はまず何でしょう。

（財務部参事兼財政課長） 予算書の表記についてお答えさせていただきます。

あくまでも滞納繰越分に関しましても予算上、今税務課で配当させていただいております。ですので、表記的には税務課なのですが、収税対策課のほうで滞納の関係の事務処理をしておりますので、予算の説明をする際に当たりまして、表記は税務課なのですがけれども、収税対策課長のほうにご説明をさせていただいているというふうなことになります。以上です。

（竹田） 鴻巣市組織図を見ると、どういう仕事をしているかというのを書いているのです。収税対策課とか税務課は財政部の所管ですけれども、この組織図の中身を見ると、例えば税務課は租税、普通徴収、それから特別徴収、土地、家屋、収税対策課は管理と徴収に責任を負っているということになりますので、本来きちっと、課を配置しているのだったら、その課が対応できるような予算書の記載が必要ではないかというふうに思います。そういう点ではどうなのでしょう、部長さん。

（財務部長） 先ほど財政課長のほうでもお答えしたとおり、歳入についての予算を持っているところが税務課ということで、こちらの予算書を税務課というような表示を使っております。歳出については、収税対策課にも予算がございますので、歳出の部分については収税対策課というような表記を使っております。

（竹田） 基本的には、課長さんが責任を持ってお答えになっているわけだから、そういう点ではその対応するところが書いたほうがいいのではないかというふうに私は申し上げて。

20ページの滞納繰越分の部分について、この中で滞納繰越分で押さえるに当たって、持続化給付金というのは基本的には……

（委員長） 竹田委員、何ページですか。

（竹田） 20ページと申し上げました。滞納繰越分です。この部分について

て、給付金での差押えというのは入っているのかどうか、まず確認します。

（収税対策課長）持続化給付金関連の差押えの状況につきまして、お答えさせていただきます。

令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき支給されております子育て世帯への臨時特別給付金や、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して事業者への支援及び生活、暮らしへの支援等のために給付、交付される各種の給付金及び助成金等につきましては、令和3年12月24日付で総務省自治税務局企画課から事務連絡に基づきまして、その給付、交付の趣旨を踏まえまして、給付金及び助成金等による滞納市税の徴収は行っておりません。また、当該給付金及び助成金が預貯金口座に振り込まれた際には、生じた預貯金債権に対する差押えにつきましても同様に実施はしておりません。以上でございます。

（竹田）分かりました。

続いて、同じく20ページで現年度課税分の中で、持続化給付金の手続が令和3年度も行われたと思うのですけれども、持続化給付金を受けたいわゆる企業というのは確定申告する段階で分かるのかどうか。分かっていたら、何件あったのかお答えください。

（財務部参事兼税務課長）法人市民税の関係で申し上げますと、法人市民税の場合は法人税割が課税標準になりますので、ですから市に出される申告書については法人税割額しか、数字しか記載がございませんので、実際に持続化給付金を受けた企業は把握はしておりません。

以上です。

（竹田）続いて、26ページであります。地方消費税交付金が前年度と比べて減額になっていきます。税収は増えるけれども、消費税交付金というのは基本的には国のほうから交付される中身ですけれども、なぜ減額になったのでしょうか。

（財務部参事兼財政課長）こちらの地方消費税交付金、昨日歳入のご説明でもさせていただきましたけれども、当初予算申請時に埼玉県から見

込額が示されます。その際に、この消費税交付金に関しましては市町村ごとに交付される予定額が示されることから、今回我々のほうの市町村の、鴻巣市ですね、こちらのほう減額になっておりましたので、その通知に基づいて減額しております。埼玉県全体でも令和3年度と4年度を比較しますと3年度分が減少で配付されている、全体の額が減っていたという状況になります。決算の段階では、積算根拠とか、そちらは示されるのですけれども、予算編成に関しましては予算計上のための数値のみを示されますので、現段階で詳しい内容というのはちょっとお答えできない状況になります。

以上です。

（竹田）続いて、28ページです。

普通交付税と特別交付税です。これも国が示してきたと言われたらそれまでなのですけれども、まず増える要因として何が考えられるのかお尋ねします。

（財務部参事兼財政課長）普通交付税の増の要因をまず説明させていただきたいと思います。

普通交付税、地方財政対策の伸び率、こちらが昨日も説明しましたけれども、令和3年度に対しまして3.5%となっております。それと、もう一点、普通交付税を考える際に臨時財政対策債も一緒に考えるところになりまして、臨時財政対策債に関しましてはマイナス67.5%となっております。そちらを考慮しまして、実質的に交付される額、臨時財政対策債と普通交付税を両方合わせた実質交付税のほうを71億8,000万円と見込ませていただきました。それで、普通交付税の配分割合と臨時財政対策債に配分される割合を90.5%と9.5%になるのではないかと推計いたしまして計上した結果、今年度は65億円で増額したという要因になります。特別交付税の増の要因を申し上げさせていただきます。今年度の増の要因に関しましては、歳出のほうの予算でコミュニティバスの購入、こちらを計上させていただいています。こちらは市民環境常任委員会の付託案件になっておりますけれども、こちらのほうでコミュニティバスの購入に関わる部分に関しまして特別交付税、こちらが見込まれることから計上

した結果、増額となっております。

以上です。

(竹田) 分かりました。

続いて、62ページの減債基金繰入金、これは予算編成に当たっての調整の金額だと思うのですが、この数字を増やした、数字の根拠についてお示してください。

(財務部参事兼財政課長) 減債基金の3億円のお話になると思いますけれども、減債基金に関しましては償還のピークが当時、令和4年までが5か年間ピークというふうな形のお話を過去からもさせていただいていると思います。その際に、毎年3億程度取崩しを行い、財政負担の平準化を図る目的で、当時約15億円前後の積立てを行って、3年の5か年、三五、十五という形のもの積立てを行った結果で毎年3億、今年がまた3億を例年どおり繰入れをさせていただいているところになります。以上です。

(竹田) ということは、合併特例債を活用して様々な事業を行っていませんけれども、その点でいうと合併特例債事業の残高というのはお分かりになるのでしょうか。

(財務部参事兼財政課長) すみません、資料を出しますので、お待ちください。すみません、暫時休憩してもらっていいですか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時13分)



(開議 午前9時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財務部参事兼財政課長) 合併特例債の年度末残高、こちら令和4年末の残高見込みでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(財務部参事兼財政課長) こちらのほうですけれども、約156億円が令和4年度末残高となっております。

以上です。

(竹田) ということは、新年度の合併特例債を活用した事業を進めるということになりますよね。

(何事か声あり)

(竹田) もう使えないのだ、ごめんなさい。なしにして、戻します。そうすると、合併特例債の最終的な償還の完済する年度というのはいつになるのか確認します。

(財務部参事兼財政課長) 完済ですか。すみません、完済の年度までのご用意していなかったものですから。振興基金の完済年度でしたらちょっとご用意はしてあるのですけれども、そちらでよろしいですか。

(委員長) 大丈夫ですか。そちらでお願いします。

(財務部参事兼財政課長) 合併振興基金の完済年度なのですけれども、令和4年度で全て完済が終わるとなっております。

以上です。

(竹田) 続いて、資産管理課で、公共施設等整備基金繰入金の数字の根拠です。

(委員長) 何ページですか。

(竹田) 62ページです。

(財務部参事兼資産管理課長) 公共施設等整備基金繰入金につきましては、鴻巣市公共施設等整備基金条例によりまして、公共施設等の整備に要する経費の財源とすることができるというふうにされております。内訳としましては、令和4年度は本庁舎の維持管理事業、小学校維持管理事業、小学校施設改修事業、中学校施設維持管理事業、中学校施設改修事業、笠原公民館管理運営事業に充当するという事で、一般会計のほうに繰り入れております。

それぞれの金額についてですが、本庁舎維持管理事業につきましては、市役所入り口の外構工事ということで1,452万円です。小学校施設維持管理事業につきましては、小学校のトイレの洋式化に関することということで512万円、小学校施設改修事業につきましては赤見台第一小学校のプール改修の設計に要する費用として200万円、中学校施設維持管理事業につきましては中学校のトイレの洋式化に関する工事としまして544万円、

中学校施設改修事業につきましては、鴻巣中学校の屋上防水工事につきまして3,067万3,000円、鴻巣中学校の屋上防水改修工事の監理業務委託料に係る費用として51万3,000円、鴻巣北中学校校舎の屋上防水改修工事としまして1,650万円、これの監理委託料としまして51万7,000円、それから中学校の体育施設等の改修工事としまして177万7,000円、吹上中学校の受水槽用水ポンプの更新工事としまして108万9,000円、吹上中学校浄化槽制御盤の入替え工事としまして191万4,000円、笠原公民館の天井のトップライトの改修工事としまして49万5,000円、以上の合計が計上させていただきます8,055万8,000円となります。

以上です。

（竹田）この公共施設等整備基金、活用しながら進めていくわけですが、施設管理というか、施設の適切な管理を行っていく上で、例えば傷み始めているから管理を進めるのか、傷む前に適切に管理するために改修を行うというところでの市の姿勢というのですか、それは基本的な考え方を伺います。

（財務部参事兼資産管理課長）これらのうちの小学校ですとか中学校とか笠原公民館につきましては、それぞれの施設を所管する課のほうで整備計画を、改修計画を作成しているということですが、これらの屋上防水等につきましては基本的にはある程度雨漏りが始まっているというようなところで改修の計画になっていると。笠原公民館のトップライトにつきましても、雨漏りが生じているというようなことでの改修になっております。

（竹田）ということは、基本的には所管課が問題意識を持ちながらやって、最終的には資産管理課の中で、予算編成も含めて基金から繰り入れたりとかしていくということの受け止めでよいのかどうか。

（財務部参事兼資産管理課長）はい、そのようなことで結構でございます。

（竹田）ということは、公共施設等総合管理計画の中で今後施設の老朽化というのが大きな課題になって、そしてその適切な管理を行うということの中で順次、基本的には傷む前に適切に管理することのほうが大事

かなというふうに思っているのですけれども、それらに係る諸費用というか、ものを何か試算されていることがあればちょっと教えていただきたいと思っています。

（財務部参事兼資産管理課長）公共施設の総合管理計画の中で、これは令和38年度までの計画になっているのですが、毎年市が支出しております公共施設の改修ですとか、更新ですとか、こういったようなものの費用が今540億円不足するというような、この計画の中ではこのように試算をしております。

（竹田）そうしたことで、いろいろな公共施設等総合管理計画に基づいた管理の方法ということで今回も包括管理が多分出てくるのだというふうには思いますし、小中学校の適正規模、適正配置などもその一環としてやられてくるというふうに思いますが、そうしたときに所管課から事業費が上がってくる、その所管課から事業費が上がってくる前に、例えば私の問題意識としては、中央小学校なども25年くらいたつのですけれども、そうしたときに事前に外壁の塗装を行うことも含めて資産管理課が必要だというふうに思っている施設名があれば、所管課以外に資産管理課としてのちょっと問題意識をお答えいただきたいなと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）基本的には、それぞれを所管する施設が管理をして、修繕ですとか更新の計画を立てているということで、そういった際に、資産管理課には建築士等の技術者がおりますので、ちょっと状況を見てくれないかというような話があれば、現地に出向いて、今おっしゃられたとおり外壁の劣化状況ですとか、雨漏りの状況ですとか、そういったようなことを確認しております。そういう中で、特に老朽化が進行しておりますして、幾つかの施設についてはできるだけ早く直していく必要があるなと感じている施設もございます。例えばで挙げさせてもらえば、具体的に言えば、今私どものほうである程度進行してちょっと問題が大きいなと思っているのは、つつみ学園につきましてはもう大分老朽化しておりますので、何らかの修繕なりが必要なのではないかなというふうには感じております。

（竹田）分かりました。

いわゆる資産管理課で、基本的には鴻巣市の公共施設のところについて包括的にも管理していただいているのですよね、今。そういう点からいうと、施設の老朽化、修繕が必要だと判断する課長さんは1級建築士の資格を持ったりとかしていろいろ資格要件が必要なのですけれども、そういう点でいうと公共施設を適切に管理していく上でのいわゆる専門的な知識を持った人というのは鴻巣市全体ではどのくらいいらっしゃるのか、施設管理に当たって職員の専門職性というのはどのように発揮されているのか伺います。

(委員長) 答えられますか。

(職員課長) 技術職の状況でございますけれども、今年度初めの状況でございますが、土木、建築等というところでは45人の職員が所在してございます。

(竹田) ということは、45人の土木、建築の資格を持った人がいらっしゃると。その人たちが適正に配置をされて、適正に職務が遂行できるという環境の課に配置されているという受け止めでよいのでしょうか。

(職員課長) 専門職を必要とする部署につきましては、ヒアリング等で把握を行いまして、例えば今答弁を行いました資産管理課、あるいは限定特定行政庁である建築住宅課のところにそういった有資格者を配置いたしまして、建築行政等を滞りなく遂行できるようにということで配置をしております。

(竹田) 先ほどつつみ学園が今後の一つの課題になるということで、資産管理課のほうからお答えになりました。そういう点からいうと、例えばつつみ学園には保育士というプロパーがいたりとかはしますけれども、管理をするのは、そこの管理をしておられる、例えばそれはどこなのでしょうか。適切な管理と。ここは必要だというふうに資産管理課が今感じておられると。だけれども、ではつつみ学園との関連はどうなのかというところも含めてお答えください。

(財務部参事兼資産管理課長) 事例として挙げさせていただきましたつつみ学園につきましては、保育課が所管課になっております。

(竹田) 私が伺ったのは、そのとおりのことなのですが、だからさっき

言った老朽化しているから今後の課題というふうに資産管理課長が、資産管理課では感じ取られると、そういうところがいわゆる所管している保育課との連携はどうなっていますか。

（財務部参事兼資産管理課長）施設管理者のほうから老朽化について具体的な雨漏りですとか劣化状況とかの相談があれば、現地のほうに行って確認をして、改修方法等も含めてアドバイスをしております。

（竹田）ということは、今雨漏りがして初めて、ああ、これはもう老朽化が進んでいるということが分かるわけだけれども、雨漏りをしてから管理するのではなくて、もっと早いうちに管理をして適切にやるほうが私は経費も少なくて済むのではないかと、だからそういう点での資産管理課と所管課との連携というのをもっとやっていけばいいのではないかと、ちょっと問題提起も含めて質問させていただいているのですが。

（財務部参事兼資産管理課長）その点がまさに今回挙げさせていただいている包括施設管理業務委託になっておりまして、こちらのほうで今までのいわゆる事後保全というようなものから事前に切り替えていくということで、今回の業務委託により定期的に巡回の点検を行いまして、そこで傷み等があれば、実際に設備でしたら水漏れが起こる前にその予兆とかを確認して、簡易な方法で修繕をしていくというようなことに切り替えていきたいというようなことでもありまして、今回の包括施設管理業務委託の発注というか、こちらのほうに移行したいというようなことで考えております。

（竹田）包括管理については、歳出で質疑させていただきます。
最後、74ページの臨時財政対策債について、ちょっと昨日、臨時財政対策債が補正の中で増えていて、今年度以降は増えないという、前倒しでもらったよというふうにおっしゃいましたよね、臨時財政対策債。だけれども、増になっているので、ちょっとその要因についてお答えください。

（財務部参事兼財政課長）臨時財政対策債ですけれども、昨日申し上げましたのは、令和3年度に借り入れて、今後返済する部分が基金に積み立てるために普通交付税として算入されたというふうに申し上げさせて

いただいたつもりでいます。令和4年度の臨時財政対策債ですけれども、令和3年度に比べて減額をしております。あくまでも昨年の当初予算では22億円を計上しております、令和4年度は6億8,000万円です。先ほど普通交付税のときでも申し上げましたけれども、地方財政対策のほうでマイナスの伸び率になっておりましたので、その伸び率を考慮して計上しております。

以上です。

(中野) それでは、通告をしておりますので、通告順に質問を行います。最初に、ページ数20ページです。税務課のほうですが、普通徴収で、大変当市は収納率がいいというふうになっているわけではありますが、ここで質問は過去5年間の収納率の推移について、あわせて同じ20ページの中で固定資産税だったかな、これも5年間の収納率のちょっと推移をお聞かせいただきたいということでもあります。

(収税対策課長) 個人市民税普通徴収の現年分の徴収率の推移についてお答えいたします。

個人市民税普通徴収現年度分の過去5年間の収納率の推移につきましては、平成28年度は95.6%、平成29年度は96.3%、平成30年度は96.8%、令和元年度は96.4%、令和2年度は97.1%となっております。令和元年度につきましては、対前年度比0.4%の減となっておりますが、本年度課税分の収納は来年度に繰り越さないという徴収方針に基づき業務に当たっていることから、この5年間における個人市民税普通徴収現年課税分の収納率につきましては上昇している状況でございます。

続きまして、滞納繰越分、固定資産税ですね、これの過去5年間の収納率の推移についてお答えいたします。平成28年度は30.2%、平成29年度は38.7%、平成30年度は45.7%、令和元年度は41%、令和2年度は39.2%となっております。令和元年度につきましては対前年度比4.7%の減、令和2年度につきましては対前年度比1.8%の減となっておりますが、収入未済額の推移を見ますと、平成28年度は約1億7,390万円であったものが令和2年度には約4,440万円に圧縮されておりますことから、徴収困難な事案が残り、収納率が上がらない状況となっております。

以上でございます。

(中野) 今答弁をいただきましたが、この一般市民税については大体、95からだんだん、だんだん年々上がってきて、令和2年度は97%ぐらいまでいっているという、これは大変に収納率としては立派な数字だと思っているのですが、一方この固定資産税、これが非常に低いです、収納率として。これはどこに原因があるのか。考えられるには、市民税の場合には特別徴収があるから、勤め人からすれば正直言って逃げるに逃げられないと。そういう特別徴収と一般徴収の違いによって市民税、一般の部分は高い。だけれども、一方固定資産税、これについてこんなに低い。つまりこれ半分以下ですよ。こういうことについてどう市は捉えているのか。税の公平性を考えたとき、こういう状態を放置しておいていいのかどうかについてお聞きしておきます。

(収税対策課長) 収納率の差が現年度課税分と滞納繰越分で倍以上違うということですが、現年度課税分につきましては、どの税目におきましても高い収納率を誇っております。これにつきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、現年度課税分につきましては翌年度に持ち越さないという徴収方針に基づきまして、徹底的に徴収の対策に当たっている結果だと思っております。

一方、滞納繰越分については、率のほうは30%台、非常に低いということですが、そもそも滞納繰越された各税目、様々な税目がありますが、どの税目につきましても大体同じような、30%から40%台の徴収率となっております。こちらにつきましては、平成30年度あたりが徴収率のピークであったと思うのですが、今現在、徐々に滞納繰越分につきましては収納率が下がってきている状況であると。内容につきましては分析しましたところ、やはり収入未済額のほうが減ってきていると。圧縮されてきていると。滞納整理が進んできている中で、徴収事務を徹底的に財産調査等をして進めておるところでございますが、取る元のパイの部分、収入未済額のほうが減ってきている関係から、率としましては徐々に下がってきている、緩やかに下がってきているような状況でございます。現年分と滞納分の徴収率の差というのは、その辺のもともとの

滞納額、収入未済額の差異の部分もございますし、滞納分につきましても徹底した財産調査等を行って、職員一生懸命滞納整理に当たっております状況でございます。

以上です。

（中野）今答弁をお聞きしましたけれども、やはり滞納についての、特に滞納繰越分、これなんかについて、職員は努力をしているという答弁がありましたけれども、私が一番いつも申し上げているのは、どうにもこうにも納められない人と、納められる力があるのに納めないという、これ一番悪質です。私は、その納められない人まで駆り立てて徴収するというのはいかかなものかと思うけれども、納められるような力のある方について、努力をしているということですが、やっぱり数字が全てを物語るのです。市役所はどうか知りませんが、民間の営業なんていうのは数字が全てを物語るわけであって、そのことによって成績がかなり違ってきてしまうという部分があるのですが、それだけ数字というのは物語るのです、きちっと。そういう点からすると、厳しい言い方をするようですけれども、やはり逃げ得というかな、こういうのをさせないためにやっぱり対策というのは、確かに努力はしているという答弁ありましたけれども、逃げ得を許さないという対策をどのように考えるか、改めてお聞きしたいと思います。

（収税対策課長）滞納繰越分につきましては、各税目同じような徴収率だと先ほどお話しさせてもらったのですが、平成28年度、過去5年間分なのですが、市民税につきましては28年度当初は30.2%、固定資産税につきましては同じく30.2%、軽自動車税が23.6%、都市計画税が30.2%、市税全体の平均としましては30.4%が平成28年度の滞納繰越分の徴収率でございました。この間、職員のほうのいろいろ努力等もありまして、令和2年度におきましては市民税の個人の徴収につきましては33.5%、固定資産税につきましては39.2%、軽自動車税につきましては24.2%、都市計画税につきましては39.3%、市税全体としましては35.5%と、5年前に比べますと滞納繰越分の徴収率は上がってきている状況でございます。こちらにつきましても、先ほど委員さんからありましたように、

払える余力があるにもかかわらず納税されない方おるわけですが、こういった方につきましては徹底した財産の調査をさせていただいております。調査、見つかり次第、換価できるものを見つければ差押えを行っております。預貯金等すぐ現金に換えられるものもありますし、不動産であったりとか、あと物、動産、いろいろ差し押さえる対象のものはあると思うのですが、そういった財産調査につきましてもしっかりとやっておりますので、滞納分の徴収につきましても一生懸命やっている状況でございます。

以上です。

(中野) 今この件についてはかなり収税対策のほうでもやっているということはある程度理解ができるので、時間の関係があるので、次行きます。

次、通告では62ページの中の繰入金について通告しておりますけれども、前任者の質問によって理解できましたので、そこは省きます。

続いて、74ページです。事業債が明記されています。この中で、事業債の金額というのは当然出ているからいいのですが、私ここでお聞きしたいのは、この事業債、事業をするために事業債を組むわけですがけれども、私が聞きたいのはその事業内容と、それからこの事業の財源内訳、つまりこれについては事業債もあるけれども、当然その中には例えば財調を含めて繰入金もあるだろうし、それから一般財源からのあれもあるでしょう、だからその事業について、この事業総額金額のうち事業債が幾ら、あるいは一般財源が幾ら、国県補助金がつくものについては国県補助金が幾らというようなその事業の裏づけ、事業内容の財源内訳についてお聞きしようと思っているわけでありまして。

そこで、通告したのが鴻巣地区複合施設整備事業債、それから道の駅整備事業債、道路整備事業債、ふるさと総合緑道整備事業債、それから三谷橋大間線(2期工事)整備事業債、それからその次が三谷橋大間線(3期工事)整備事業債、それからあと災害支援体制整備事業債、最後が中学校施設改修事業債、これについて先ほど申し上げました趣旨で財源内訳をお聞きしたいということで、これについては聞いた上でどうこうで

はなくて、単純に聞きたいという意味でありますので、今ここで答弁されてもメモし切れないので資料を出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員長) 財政課長、資料は出せますか。

(財務部参事兼財政課長) 中野委員さんの、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、予算書に出ているような形態でそれぞれの事業があって、国、県、地方債、その他一財みたいなイメージの、これによろしいのですか。

(中野) 確かに予算書に財源内訳出ています。しかし、それは今言ったように全てチェックしなければいけないわけ。私が言ったやつについて、通告書に載っている、この部分の一覧表が欲しいという意味であります。

(財務部参事兼財政課長) そうしましたら、ちょっとお時間はいただきたいと思いますが、この予算書と同じような形式のものであればお渡しできると思いますので、お時間はいただいてよろしいでしょうか。

(委員長) 委員の皆様のご同意があれば。異議なければ。

(異議なし)

(委員長) よろしくお願ひいたします。

(中野) 今課長から答弁ありましたけれども、それはそのとおりで、時間かかるので、それは結構です。待ちます。というのが出るということが分かりましたので、私のほうの歳入の質問は終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 6 分)



(開議 午前 1 0 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)



(開議 午前11時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金子) それでは、歳出についての質問を何点かいたします。

初めに、これは80ページ、行政事務法律相談事業ということで99万円計上されておりますけれども、こちらのコロナ禍における実績とか内容等についてちょっと先にお伺いいたします。

(総務課長) お答えいたします。

相談の実績につきましては、過去5年間ぐらいでよろしいですか。

(結構ですよの声あり)

(総務課長) 令和3年度につきましては、まだ終わってはいないのでございますけれども、現在のところ37件でございます。令和2年につきましては、49件でございます。令和元年につきましては46件、平成30年につきましては48件、平成29年につきましては46件の法律相談がございました。今年度の主な相談内容としましては、例えば土地改良事業地内の相続登記未了の土地についての相続人についての相談であったり、市道への公共下水道本管の布設及び下水道事業受給者負担金の賦課についてなどの相談がございました。

以上です。

(金子) それでは、実績と内容ということでお聞きしましたけれども、その相談内容の中で解決されたとか、そういうふうな連絡とかあったようなことが見受けられると思うのですけれども、そちらのような状況はどうでしょうか、お伺いします。

(総務課長) ご質問にお答えいたします。

相談した内容につきましては、解決しているものと解決していない、ま

だ進行中のもの、あるいは解決してもまた数年後再燃するといったものもございます。総務課のほうでは、特に最終的な解決したかどうかというところまでは確認は取っておりません。

以上です。

（金子）それでは、もう一つ今の関係で、弁護士の関係ですけれども、こちらについては人数とか、経験年数とか、そういうふうな状況ということでお聞きしたいと思います。

（総務課長）現在の弁護士さんにつきましてはお一人で、平成27年からお願いしております。

以上です。

（金子）27年からね。結構長いですね。分かりました。

それでは、次ですけれども、82ページです。82ページの職員の採用事務の関係ですけれども、こちらのほうの職員課の採用事務については、これは今年は技術職とかということで、通常ですと1回で済めばいいのですけれども、2回とか3回とか例えばされるときもあるかなと思うのですけれども、こちらについては今のところの計画ではどのような状況なのかお聞きいたします。

（職員課長）来年度の状況としましては、来年度は早い段階で6月に一度試験をやろうという考えと、あと毎年定期的に行います9月を予定しております。

（金子）毎年ですと、9月が1回目だと思うのですけれども、6月というふうなことも予定ということで考えていると。6月というのはどういうふうなのか、ちょっと内容的なものが説明できればお願いします。

（職員課長）職員の受験者数を増やすという観点から、通常よりも早い時期に採用試験を実施しまして、その試験につきましてはSPI方式、テストセンター方式によりまして応募者を、増える見込みである、そういったテストセンター方式での採用試験を行いまして、採用試験を実施していくということで考えております。

（金子）内容的にはちょっと分からないところがあるのですけれども、例えばざっくばらんに、9月のときは大学の4年の人が受験しますよね。

そんな感じがあると思うのですけれども、新卒者というところか。6月というのは、それはもう解禁になっているような時期でした。そのところもちょっとお聞きします。

（職員課長）失礼しました。9月の定期試験というのは、いわゆる公務員を目指して勉強してきた方を対象とした試験と考えております。6月というのは、公務員を目指して勉強してこない方も対象としまして、公務員に興味があるといった形で受験をするという方もいらっしゃると思いますので、他団体におきましても幅広い受験の機会の確保ということを目指して、早い段階でいろいろな興味を持った方についても受験をしてもらって人材の確保につなげていこうというふうなことで実施をするものでございます。

（金子）そうしますと、年齢的にはちょっと幅広くなるかなとは思いますが、そういうふうな年齢的なものが、9月のときは集中というか、年齢的には同じような人たちという形のことを考えられますけれども、そういうふうな年齢の幅があるのかどうかお聞きします。

（職員課長）受験生の年齢の幅につきましては今後検討していくところでございますけれども、可能であればより幅を広くして、受験生の確保ということで考えております。

以上です。

（金子）もう一点です。内定はされたけれども、辞退されたということで、この辞退ということで考えると、先ほど5年間の実績を挙げていただきましたけれども、数的にはどうなのか、辞退数ですね、それも参考にお聞きします。

（職員課長）辞退者の数の集計はしておらないのですけれども、毎年辞退をする方の理由としましては、併願をされていたりしますので、例えば埼玉県と日程が違いますので、埼玉県に合格あるいは東京都特別区に合格、あるいは国家公務員に合格といった部分での辞退が発生しているところがございます。

（金子）分かりました。

それでは、次ですけれども、84ページです。これは市長への手紙・メー

ル事業ですけれども、こちらのやはり二、三年の実績ということを先にお聞きします。

（市長政策室参事兼秘書課長）市長への手紙、メールの実績ですが、令和2年度が市長への手紙が62通、市長へのメールが249通、合計で311通となっております。令和3年度、4月1日から3月7日現在なのですが、こちらが手紙が42件、メールが220件、合計262件というような状況になっております。

（金子）参考ですけれども、その内容的なものと考えますとどういうものが代表的なものが挙げられるのかお聞きします。

（市長政策室参事兼秘書課長）昨年度、今年度に関しましては、やはりコロナ禍の中での問合せが多い形になっております。具体的には、ワクチン接種に関するものですか、あと子育て世帯の臨時特別給付金に関する内容等のものが多くなっております。

以上です。

（金子）了解しました。

それでは、次ですけれども、88ページです。ファイリングシステム事業のところ、こちらの86万9,000円というのは、先ほどの説明の中では消耗品ということでしたけれども、この消耗品というのは例えば、ファイリングシステムだから、ファイリングキャビネットとか、そういうものではなくて、あくまでも保管用の用紙とか、そういうふうなものなのか、こちらの内容をちょっと消耗品についてお聞きいたします。

（総務課長）ファイリングシステムの事業では、必要な文書を必要に応じて即座に利用できるように体系的に整理、保管し、最後には廃棄するまでの一連の制度となっておりますが、この事業を推進していくための消耗品といたしまして5つぐらいございまして、まず1つ目としましてはガイドというものがございまして、大分類、第1ガイドと中分類、第2ガイドがあります。2つ目としましては、ガイドラベルというものがございまして、タイトル等を記入してガイドに挟み込むものになります。3つ目としましては、個別フォルダーというものがございまして、この個別フォルダーに文書を収納する紙ばさみみたいなものになります。4つ目

としましては、フォルダーラベルがございます。個別フォルダーにはタイトルをつけるわけですが、個別フォルダーの耳の部分に貼るシールのようなものとなっています。最後に、5つ目としましては保存箱になります。保存する、文書をしまうための箱。以上がファイリングの消耗品となっております。

以上です。

（金子）理解できました。

その中で、消耗品ということですが、使い捨てというようなものも出てくるかなと思うのですけれども、再生できるというか、再利用できるものということで考えると、リサイクルというのはどういうふうな意識を持って行われているのかちょっとお聞きします。

（総務課長）毎年4月になりますと廃棄対象文書を整理しまして、その中から個別フォルダー、これは大体年間3万枚ぐらい必要になるのですけれども、その中からリサイクルをできるものはリサイクルをするようにしています。あとは、先ほどご説明しましたが、ガイドにつきましては、当該年度と過年度は基本的に文書は執務室で管理していますので、そんなに毎年買うものではございませんので、そこもうまくリサイクルをして使っております。

以上です。

（金子）分かりました。

次ですけれども、92ページです。本庁舎維持管理事業の中で、これ説明もあったかと思うのですけれども、工事請負費の関係ですけれども、市庁舎入り口の外構改良事業ということで、ちょっと私勘違いしてしまったかなと思ったのですけれども、何か市庁舎の入り口のところで、あの階段のところを全部改良するのだかなと思ったならば、そうではなくて、通路のほうをするということで、結構かかるものだなと思うのですけれども、もう一度再確認という意味で、長さとか、あと工期とか。業者選定とかもこれからやるのかなと思うのですけれども、そういうふうな段取り等について一連のものをちょっと説明をお願いします。

（資産管理課副参事）こちらの工事請負費についてご説明いたします。

こちらの工事請負費につきましては、鴻巣市役所の入り口の外構の改良工事費になります。工事の内容といたしましては、市役所の入り口のにぎわい交流館にこのすができましたが、こちらの横の歩道、北側の歩道と車道の段差をまず解消するというのが目的の一つとなっております。それと併せまして植栽帯の整備等を行うことによりまして、来庁者の安全性、利便性の向上と緑化、景観の向上を図りたいと考えております。具体的な工事内容といたしましては、歩道の切下げ及び透水性平板舗装、歩車道境界ブロックの設置、側溝の設置、点字誘導ブロックの設置、植栽帯及びプランターボックスの設置等を予定してございます。歩道の施工範囲でございますが、令和4年度に詳細設計を行いますので、その時点で詳細は決定いたしますが、今想定している部分につきましては幅員としては3メートル、延長としては50メートルの改良を予定しております。

工事の期間につきましては、令和4年度に入りまして設計を行いまして、それから工事のほうが入って入札を行うという形になりますので、令和4年の8月頃から11月末ぐらいまでを工事期間として予定しております。約4か月ぐらいかかるかなと考えております。

工事における入札、業者をどういうふうにするのかというところなのですが、すけれども、一般競争入札になると思われれます。実際は指名業者の先行委員会等で決まってくるのかなと思われれますが、1,000万円を超える工事を発注いたしますので、通常であれば一般競争入札で工事業業者のほうが決まってくるものと考えております。

以上でございます。

(金子) 内容的なのは理解できました。その中で、そうしますと工事が実際行われるとなりますと、あそこが道路のところ駐車場とかから出るところとかちょっと不便を来すのではないかなと思うのですけれども、安全対策の面もどのように考えていられるのか。そっちは全部閉鎖して裏から、脇から出るとか、そういうふうなことも考慮されるのかどうかお聞きします。

(資産管理課副参事) 工事期間中は、歩道を含めまして一部通行止めに

なる部分もございます。歩道の切り下げる部分につきましては、工事範囲ということで、仮囲いで区切ってしまうような形になると思われま。す。にこのす側の歩道が使えない期間なのですけれども、工事業者により交通誘導員等を適切に配置いたしまして、逆側の歩道側、A T M側の歩道側を通行していただくという形で、安全対策には十分配慮いたしまして工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(金子) 分かりました。

次ですけれども、100ページです。100ページの笠原小学校跡地利用事業のところの、項目として何かイベント委託料ということでございますけれども、このイベントというと、委託ということで、これ先ほど業者とかいろいろ、これから何か募集するについてとかいろいろなものが行われるみたいですが、これについてちょっと詳しい内容を説明願います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) イベント委託料につきましては、令和4年度の1年間は暫定利用期間としますので、その期間内にイベントを季節ごとを目安に実施していきたいと考えております。イベントの内容につきましては、スポーツ関連や農業関連、食等に関するイベントを現在の候補として挙げておりまして、そういったイベントの委託に関する費用として計上させていただいております。

(金子) そうしますと、イベント、今の話の中では、例えば1回ではなくて何回も開催される、農業関係とか商業関係とか、そういうのということでお考えなのかどうかお聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら80万円計上させていただいておりますが、こちらにつきましてはスポーツ系のイベントということで企画提案書をもって、そこから積算しまして計上させてもらっております。ただし、今後地域の方と協働で実施していきたい、それから多くの方に参加してもらいたいというふうに考えておりますので、開催の仕方、規模等、1回で委託費全部使うのか、分けるのか、そういった細かい部分については今後地域の方と相談しながら決めていきたいと思っ

おります。

（金子）分かりました。そうしますと、笠原小学校跡地ということで、その地域の活性化を目的ということが含まれているということで理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）地域の活性化を目的として跡地利活用の計画も進めておりますので、多くの地域の方が参加してもらうためにも、しっかりと話し合いながら進めていきたいと思えます。

（金子）了解しました。

次ですけれども、110ページです。ちょっと細かいのですけれども、吹上支所の中には旅費の項目があるのですけれども、川里支所にはちょっとないのですけれども、項目的ではないのですけれども、その対象者がいないのかどうか、それと項目的には通常上げていないのかどうか、そのところをちょっと確認いたします。

（吹上支所長）すみません。川里支所へのご質問なのですが、その前に吹上支所から、計上しております旅費について先にご説明をさせていただきたいと思えます。

研修旅費として計上させていただいておりますけれども、吹上地区の町内会長連絡協議会という団体がございまして、そちらのほうの事務局を吹上支所が行っております。毎年1回県外研修というのを行っております、そちらのほうに同行する職員の宿泊料と日当という形で旅費を計上させていただいているところです。ただ、ここ令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染症による非常事態のために中止となっております、実際には執行されていない部分ですけれども、令和4年度、またこれ実施できるかどうかは不明ですけれども、念のため計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

（川里支所長）川里支所につきましては、今の説明のとおりなのですが、川里地域には町内会長連絡協議会が設置されておられません。旅費の計上、そのため計上させていただいていないのですが、また川里地域では川里地区自治会連合会が設置されております。こちら鴻巣市自治会連合会に

所属しており、事務局のほうが自治振興課になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(金子) 分かりました。内容については理解できました。

それでは、通告では134ページの滞納整理徴収事業ということでお聞きしようと思ったのですが、先ほどちょっと歳入のところでも話がありましたので、こちらについては実績を上げていられるということでございますので、質問はいたしません。

最後に、150ページです。監査事務事業の中で、旅費内容等につきまして、これは旅費というのは。旅費の内容について詳しいことをちょっと説明お願ひいたします。

(監査委員事務局副局長) まず、旅費の内容ですが、監査委員2名分の費用弁償と事務局職員の旅費となっております。旅費の内容でよろしかったですね。監査委員2名分の費用弁償と、あと事務局職員の旅費が旅費の内容になっていまして、費用弁償の中でも例月の出納検査や決算審査などの検査や審査等で28回分、それと各団体への会議や研修会への旅費となっております。

以上です。

(金子) それでは、ちょっと事業の中で、監査委員さんの例えば交流とか、研修とか、そういうふうな项目的なものはどうなのでしょうか。その状況をお聞きします。

(監査委員事務局副局長) 監査委員の研修ですが、団体が2つありまして、埼玉県中央ブロック監査委員会と、あと埼玉県都市監査委員会のほうでそれぞれ年2回研修を予定しております。

以上です。

(金子) 今予定ということでお聞きしましたが、中央ブロックと監査委員会ですか、それで年に2回。これ実際行われているのかどうか、私やった覚えがなかったものですから、ちょっとお聞きします。

(監査委員事務局副局長) 最近ですと、コロナ感染拡大防止のために書面のほうで会議を開いておりまして、研修会といたしましてもほとんど

講演会のものなので、そちらがちょっと中止になっている状態であり
ます。なので、ここ最近では研修会というのはなかなか開催されてい
ないのではないかと思います。

以上です。

(坂本) それでは、最初にさっきの金子委員のところであった職員採用
のところですが、これ一般の採用試験と同じように解禁日という
のがあると思うのですよね。

(委員長) ページ数を。

(坂本) ページは、82ページだったかな。世の中やっぱり公平にやらな
くてはならないということで、いろんな企業が社員採用とか、そうい
う中で、こういうものの解禁日というのかな、それはいつでしょうか。

(職員課長) ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時36分)



(開議 午前 11時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 失礼しました。解禁日、特に設けておりません。

(坂本) 学生を採用する場合には、会社訪問だとかって、そういうので
期限が決まっていますよね。そういうのはないのだ、制限が。

(職員課長) 自治体の場合ですと、予算をいただきまして、例えば4月
等に広報、あるいはホームページ等で周知をいたしまして、6月等に試
験を行うというのが一番早いスケジュールかなというふうに考えており
ます。

(坂本) 分かりました。

では、その流れの中で採用試験を、募集から始まって試験を受験して、
それから面接という、何か聞いていると面接が何回かあるとかという、
その流れについてどういうふうになっているのか。鴻巣の市役所の採用
方式はいかがでしょうか。

(職員課長) 通常の9月の流れでございますが、9月中旬にまず筆記の

試験を行います。その後、合格者に対しまして面接を2回実施しております。その面接につきましては、集団の面接、それから1次試験を突破、1次試験というのは最初の面接試験を合格した者につきましてはさらに2次面接ということで、今度は個別の面接を行っていき、その中から採用となる候補者を選定しております。

（坂本）面接は、その2回で終わりということなのですか。何かその後にもうちょっと、いろんなことをやっている人のところへ行って、最終的には面接があるのだなんていう話も聞くのだけれども、そういうのはどうなのですか。

（職員課長）1次面接、2次面接以外の面接というのは実施をしておりません。

（坂本）では、次の質問ですけれども、93ページの資産管理課、旧第二庁舎解体工事についてですが、1億1,500万ですか、これだけ入っていると。これ前の中央図書館の再編というか、あのエリアの再編の事業が一応中止になってしまったと、駄目になってしまったということで、では第二庁舎の周辺をやろうということでこれ始まったことですよ。そこで、今研究事業をやっている中で、何か第二庁舎の解体というのはまだ正式に報告されていなかったのではないのかなと。私は記憶にないのですよ、その第二庁舎の解体するのだというのは。調査はするけれども、まだそこまでは至っていなかったような気がするのですけれども、この第二庁舎の解体はいつ決まったのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）中央公民館エリアの再編ということで、総合政策課のほうから答弁させていただきます。

令和2年度の民間活力導入可能性調査、こちらの結果から、第二庁舎跡で整備を進めるということで、今年度、解体の工事の詳細設計、実施設計のほうを昨年予算計上させてもらって実施しております。来年度解体工事の予算を計上させてもらっております。

（坂本）それは、私がうっかりしたのかもしれないね。予算にあったということになるとね。この中央公民館をこちらへ持ってくるという。あそこの周辺に、あの辺片づけてもう一回再編で新しい施設を造っていく

ということだと思うのだよね。残るほうの中央公民館はどうなるのですか、あちは。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの多世代交流の複合施設を建設していくという予定でございますが、具体的なスケジュールにつきましてはまだ現在ほかの事業等も、笠原小の跡地利活用、道の駅等もございます。市全体の公共施設の整備状況等を勘案しまして検討してまいりますので、実際のまだいつというのは決まっておりません。その中で、跡地の利活用については、スケジュール等がある程度固まった段階で、また検討のほうはどういうふうにしていくかというのは進めていきたいと思っております。

（坂本）中央公民館、こっちへ新しくできれば、それはこちら便利で、市役所も会議室も増えていって、そういうのはいいと思うのです。だけれども、今まで中央公民館、あそこにあったところを活用してきた人たちが、あのエリアでやってきた人たちがなくなってしまうと、もしあそこをなくしてしまうのだよということになればそういう場所なくなるわけですね。そういうのに対しての対応というのはどう考えているのだろう。向こうからなくしてしまってもいいよって、もう了解もらっているのかどうかだね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）向こうの地域ということですがけれども、この民間活力の導入可能性調査のときに当然地域の自治会長さん、それから小学生、中学生、高校生も含めましてワークショップのほうを開催しております。そういった場でもいろいろ意見を出してもらった中で、やはりアクセス性に優れている、それから隣に広い都市公園ございますが、こちらとも一体的に利用が可能である、またクレアこうのすとかせせらぎ公園、こういった場所とも連携しやすいということで、ご意見としてはこちらの第二庁舎のエリアのほうがいいというような判断をいただいております。

（坂本）しつこいようだけれども、こっちへ造るのは、それは新しく第二庁舎の周辺にそういう整備するの大変便利だよ。確かに、だから向こうよりもはるかにいいかもしれない。だけれども、今まで向こうにあっ

たものをこっちへ移してしまうのだよね、早く言えば。中央公民館を今度こっちへ造るということになる。そうすると、向こうの残された土地はどうなるのだと。あの周辺はどういうことになるのですかと。中央公民館をこっちへ造るけれども、またあそこにも何か造るという計画はあるのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほども申し上げましたが、跡地についてはまだ検討のほうも始めておりませんので、こちらの整備について固まりましたら跡地のほうも検討を進めていきたいと思えます。

（坂本）これ以上言ってもしょうがないので、では次へ行きます。先ほどのあった、95ページの資産管理課の市役所入口外構改良工事です。これは昨日見させてもらって、歩道、段差があるのですけれども、直すのだということだったのだけれども、今に今気がついたわけではないと思うのだ。今にこのすが4月1日に開館するよという段階で、開館してからそのすぐそばを工事するのだ、今度ね。何で今までそんなことをやらなかったのかと。今までだって段差があったのは分かっていたわけですよ、皆さんが。信用金庫があったときからずっとそうなのだよ。その頃から段差があったの。それを気がついていたわけなのだよ。何で今なのと。オープンする前にその辺のことまで全部やってしまえばいいのだよ。その上、安全なのだよ、そのほうが。だから、それを何で今なのかなということ不思議に思うのだ。気がつかなかったのか、それともやる時間がなかったのか。急にあのにこのすを、信用金庫から土地を買って、建物も買って、では何とか跡地利用しようと、それを改良して、改築して、そういうふうにご利用できるものにしようといったときに、本来一緒にその段差だって解消できればよかったのだよ。時間があったのだから。それを今やるのだよ。これどういうこと。俺そう思うよ。

（資産管理課副参事）今回なぜ今やるかということについてでございますが、市役所の入り口の改良工事につきましては、まず1点目としてはにぎわい交流館の開設、にこのすの開設というところにあります。それと、市役所駐車場からの動線として、高齢者とか障がい者の方にも円滑にご利用していただけるように配慮するという部分もございます。また、

なぜ今かというところなのですけれども、令和3年度中に鴻巣市役所の敷地内では大きな工事が幾つかございまして、防災備蓄センターの新築工事、あと本庁舎の空調設備改修工事が敷地内で行われておりまして、今回改良する通路を大きなクレーンであるとか、そういった大変重たい重機がかなり頻繁に通行するということもございまして、そういった重機、ラフタークレーンであるとか、そういった重い重機の通行する工事が終わったタイミングで工事をしたほうがよいだろうというのもございまして、令和4年度に計上したものでございます。

以上です。

(坂本) 今までに、ここへ市役所できて何十年たつのだよ。段差があって駄目だというのは、そのときから始まっているわけだよ。そうではない。市役所、この施設を造ったときにあの今の現状ができたわけです。それは何の問題もなかったのだ。だけれども、今にこのすができて今度危ないからやるのか分からないけれども、景観のためにやるのかも分からないけれども、それでは行き当たりばったりではないですかと私は思うのだ。安全対策で考えるのだったらば、ずっと今まで何十年もあった中であそこ段差があって危ないよということは何回かあったと思うのだ。それをなぜ解消しなかったかと思うのです。それをそういう今の重機が通るとか、そんなことは後のくっつけた理屈だよ、それは。逆に俺なんか考えれば、大きな事業をやっているのだから、いろんなのが通るのだから、そのときにきちんと、例えば一緒にやっしまえば、危ないかもしれないけれども、そういうときはもう危ないのだよという意識づけという、そういう段階でやったほうが本当はよかったかも分からないのだ。それを今までやらなかったの。やらないよりこれからでもやるほうがいいのかも分からないけれども、でもそれは理屈が違うのだよね。だから、やっぱりそういう安全対策でやるのであれば、気がついたときにどんどんやるという方向で私はいつてもらいたい。ほかのものができるから、それに関してやるのではなく。ただ、安全対策でやるのなら、その安全対策はきちんとやってほしいと。そういう考えで私は聞いていますので。ぜひいろんなことをこれからも多分やると思うのだけれども、

そういう観点で、気がついたときにきちんと対応するという方向でお願いしたいと思います、これは。

(委員長) 今のは質問。

(坂本) 今のは、そういうふうに行えるかどうか。

(財産部参事兼資産管理課長) 今の委員ご指摘のとおりだと思います。あそこの歩道につきましては、あれを施工した当時はああいったような歩道と車道の間には段差をつけるというのが一般的な工事方法だったので。それがやはり危ないということで、やっぱり段差があると車椅子ですとか、ベビーカーですとか、こういったようなものが車道のほうに落ちるといふこともありますので、その後、道路の構造についての仕様が変更しまして、より安全な形になったということですので、委員ご指摘のとおり、であればその仕様が変わったときに早急にやるべきだったろうというような考えもありますので、今後も仕様の変更があれば見直しをしながら、財政的なこともありますけれども、できるだけ速やかに改修をしていきたいというふうに思います。

(委員長) 坂本委員、まだかなり通告されているので。

(坂本) 何か今時間が来てしまったから。

(委員長) ここで休憩、午後にしていっていいでしょうか。

(坂本) はい、分かりました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時49分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) それでは、95ページ、資産管理課、包括施設管理業務事業でございますけれども、今朝資料をもらったので、118施設がどういうものかというのは大体分かりましたけれども、今回こういうふうな形で毎日の管理というのかな、それを委託するということになる。今までそういう仕事は職員がやってきた部分が多いと思うのだ。今度はこれだけのものを業者に委託するということになる、その分職員の余裕というか、

余ると言うては怒られてしまうけれども、それをどういうふうに見ているのだろう。

（財務部参事兼資産管理課長）ご指摘のとおり、今まで職員がやっておりました保守点検ですとか、簡易修繕とかの発注業務、起工伺から支払い等まで今回の包括施設管理業務委託の中で受注者がやるということになりますので、職員はその分の事務が軽減されるというふうに考えております。そこで空いた時間をそれぞれの課の本来の業務というか、企画ですとか運営ですとか、調整ですとか、そういったような業務により重点的に使えるということを考えております。

（坂本）業者は、J M ・ F B S ・ 前田共同事業体というのかい、この作業を行うのに事務所的なものはどこかへ置くのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）事務所につきましては、当初これのプロポーザルをやったときの仕様書の中で市役所の中に無償で貸与するというようなことを記載しておりまして、実際に今地下の、職員用の階段を下りてすぐ左側のところに事務所を用意しております。このほかに、この事業者のほうが自主的に市内の事務所を借りるということで、3月から契約をして借りているというふうに聞いております。

（坂本）その市内の事務所何か所かというのは、どのくらいの場所数になるか分かっているのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）市内の事務所で借りた場所は、駅前通りの新たに建設された再開発ビル、あそこの1階のおおとり公園から2つ目ぐらいの区画のところに借りているというふうに聞いています。

（坂本）どういう施設があるかというのを見させてもらったときに、幾つか今は使われていない、ただ建物があるというものがあると思うのだ。うちのほうの近くを見ると、旧広田中央土地区画整理事務所、多分これ今ひな人形が置いてあるところ、それと旧広田保育所、これも建物はあるけれども何も使っていない。ひな人形を入れてあるところ。今使っているか。子ども交流なんかやっていた。それではなく、もっと前のかな。川里保健センターも今空っぽになっているよね。それと、屈巢の学童保育室、こういうのも多分使っていないのではないのかな。ただ建物

があるだけで。使っている。使っていたかな。創作館も今あるけれども、ほとんど利用者がいないような状況だけれども。こういうものがあるということだよ。だから、こういうものも全部含めて話になっているけれども、今後こういうものに関してはただ見ているだけなのか、それとも片づけてしまって新しい何かにするとか、そういうようなこともこの事業者はやれるのですか。

（財産部参事兼資産管理課長）今ご指摘のあったところですが、広田中央の土地区画整理事務所はプレハブの、元土地区画整理事務所として使っていたもので、現在は確かに倉庫として使われております。それから、旧の広田保育所も、これ駐在所の裏のところ、こちらも現在、おっしゃるとおり、ひな人形を置いて倉庫として使っております。それから、旧の川里保健センターにつきましては、事務所として、これは観光協会のほうに貸しております。それと、旧の創作館も福祉センター、福祉の用途として使っております。実際に非常に用途としてあまり使われていないものについても今回の巡回の点検に入っておりますので、そういったところで見回っていくと。この業者は、こちらから指示をすればこういったところについても修繕を行うこともあるとは思いますが、基本的には現状のまま管理をしていくというようなことになっております。

（坂本）現状の管理する中で、例えば学校なんかも、今までは学校の中で先生方が、ここはちょっと大変だから教育委員会へ話ししましょうという形で見てもらって、修繕なりやっていたと思うのだ。そういうものの、今度教育委員会が入らないで直に見ているわけだよ、その施設を。そういうふうになると思うのだ。そうすると、その業者が例えば、悪く解釈してだよ、これ早く修理したほうがいいや、そういうふう考えた場合に、これももう駄目ですよと、もう直したほうがいいですよと言うと仕事の一つ出てくるわけだ。そういうことはできるのでしょうか、実際には。業者はそういうことはしないと思うのだけれども。

（財産部参事兼資産管理課長）この業務委託によりまして、学校で何らかの設備とかに不具合が出れば、学校は事業者のほうに直接連絡をする

と。事業者のほうが現地を確認して、修繕方法とかを確認して、市内業者を中心とする事業者のほうにこれを委託して修繕するというような段取りになっていきます。その際に、システムによって、こういった修繕依頼が来たとか、こういった形で直すとか、どこの業者がいつ行ってこんなふうに直したとかいうのをほぼリアルタイムで資産管理課と、それからそれぞれの施設を所管している課は確認することができますので、あまり無用の修繕とかが行われるようなことはないというふうに考えています。

（坂本）なかなかよく分からないのだけれども。今までは職員が直接見ているんな勉強をしながら、これはもうやったほうがいいとかって、そういう判断をしてきたと思うのだ。その部分を業者にある程度依頼してしまっているのだから。そうすると、職員の勉強というか、切磋琢磨するような、そういうものがおろそかになってくるのかなという気がするのです。そうした場合、業者がこうですよって言われたらそれに反論できるような、まだこれは大丈夫だよとか、こういうふうにしたほうがいいのだというような、そういうやり取りができるような職員が育ってくるかどうかなんていうのはちょっと心配なのだよね。その辺はどうでしょうか。

（財産部参事兼資産管理課長）施設管理の部署にいる職員は、施設の管理をするだけではないので、先ほども申し上げたとおり、企画とか運営とか、そういうところにより注力できるというようなことと、施設管理につきましても、今回の事業者がやるのは簡易修繕でして、もう少し中長期的な修繕計画については職員がつくっていくというようなことがあります。

それと、現在考えておりますのが、事業が始まったら定期的に調整会議を開きまして、そこには資産管理課と各施設の管理をする担当者、それに受注した事業者で集まって、施設の老朽化とかの状況とか修繕の方法とかについても調整会議を開く中で職員個々のスキルアップにもつながっていくのではないかとというふうに考えています。

（坂本）この質問の中で最後なのだけれども、現場から声がかからなけ

れば行かないのかな。この管理者は、現場からこういうのだから見に来てくださって言われなければ行かないのですか。それとも、常に場所を決めて順番に回って歩くのか、そのやり方ってどっちなのですか。

（財産部参事兼資産管理課長）今回の事業では、巡回点検という項目がありまして、今回受注者のほうから提案されているのは月に2回各施設を巡回すると、その中で簡単なその場で直せるようなものについては直すし、直せないものについてはまた別途修繕をしていくというようなことですので、言われてからではなくて、そういった形で修繕の兆候を見るところというようなことになっております。

（坂本）では、次へ行きます。

101ページの総合政策課、シティプロモーション推進事業の中でフラワーデザインアート制作業務ってあるのです。この間ちょっと聞いたら、駅前の話だよということで、私はそこの話かなと思ったの、苗花のね。そしたら駅前だよというから。これ吹上の駅前を新たにやるということだよね。それ詳しくちょっと説明いただきたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今年度、鴻巣駅の自由通路両側壁面に四季の花々とコウノトリの絵を高校生、鴻巣高校、女子高校の美術部の生徒、ものづくり大学と共同で制作して、今装飾のほうをしてあります。1月末に完成しております。その第2弾として吹上駅で実施をいたします。内容としましては、同じように自由通路の中で掲示板、壁、窓等を工夫しながら、学生たちと考える何か装飾を行っていきたいと思っております。

（坂本）フラワーアートというから、花を飾るのかなと思ったの。そしたら、そればかりではなく、絵を描いたり、そういうこともやるということなのだね。そういう判断でいいのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）吹上駅ですので、恐らくコスモスとか、あとは天空の里の最寄りの駅となりますので、コウノトリ、その辺を中心としたデザインになるかと思っております。

（坂本）では、次へ行きます。

101ページの総合政策課の笠原小学校跡地利活用事業。今回これ1,000万

か、出ているのがね。どういうふうにするか。その計画というか、立てるためにこういうお金がかかるということが1つと、その中に今年度の80万円を使って何かイベントをやるときの足しにするという形で出ていると思うのだよね。今まで地元の調査だとか、アンケートだとか、そういうのを募集していたと思うのだけれども、その結果についてはどういうふうになっているのだろう、まず。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケートにつきましては、希望の施設も取っておりまして、こちらは様々な意見がございました。高齢者福祉施設やスポーツ系施設、農産物加工販売施設、こちらが上位になっておりまして、その中で次に行った懇談会、9月、10月、11月で3回実施しましたが、こちらでもやはりそれぞれワークショップ形式で行って、いろんな意見ございました。地域との関わり、外部から人が集まる、将来性がある、実現性が高い、あとは避難所の維持とか、そういった意見いろいろあった中で、どの世代からもあったのがやっぱり笠原小学校の姿を残したいと、それから地域の交流、関わり大切にしたい、そういった意見がございました。

（坂本）最初から笠原小学校の跡地利用については建物も形状も変えないという形が基本だったと思うのだよね。だけれども、限度があると思うのだ。あのままの形で活用していくには、もうできることは限度がある。アンケート等で取ったり、そういうみんなが集まって意見交換したりなんかの中で、直売所だとかその辺のことはもう多分限度があるのだ。あれを使い切れない、実際には。だから、どこかの時点で、では建物を壊してもう一回造り変えるぞとか、そういうことも出てくるのかなという気はするのだ。あのまま使っていて本当に地元の対策になるようなものができるかどうかというのは分からない。だから、私なんか市の担当で、総合政策課のほうで出されたその活用方法を見て、本当にこれからできるというのがあるのかどうかだよ。それで、これなら何とか地元も納得できるようなものになると、よそから見てもこれは無駄がないという、そういう施設になるかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在、今年、今年度の基本計画の策

定の中で、民間事業者のほうにもアンケート、ヒアリングを実施しております。その中で非常に興味を持った事業者もおります。学校全体をそのまま借りたいというような事業者もございました。なので、基本的にはあまり工事はしない形で利活用は考えております。地元に対しましては何回も、当然この事業者のアンケート結果等も踏まえた懇談会も行っております。それと、前回中止になりましたが、基本計画の案について参加予定者に資料も送って、意見等もいただいております。その中で、この計画に対しての反対というか、そういった意見は今のところいただいております。ただ、地域のやはりこういった意向は踏まえて実施してもらいたいというような意見が寄せられております。

（坂本）すみません、最後に1つだけ。

133ページの税務課のほうですけれども、標準地鑑定評価事業ってあります。私は、この事業は多分決められた土地を評価して基準にしていくのかなと、そういう作業なのかと思ったのだけれども、詳しく、このことについてどういうものなのだから、一回説明いただきたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）こちらは、土地の評価については3年ごとに評価替えの制度がございまして、令和3年度に評価替えを行いました。次回は令和6年の評価替えになります。土地の評価に当たっては、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法がございまして。市街地宅地評価法というのが路線価、路線価格を一本一本評点を出して、最後土地の形状に基づいて画地計算をして評点数を出すという方法なのですが、その他の宅地評価法というのは市街化調整区域でよく行っている評価方法で、同じ状況類似地区の中に標準宅地を選定して、その宅地と比準をさせてそのほかの宅地の評価を求めるという方式になります。3年ごとの評価替えですので、令和6年の評価替えについては前年の1月1日が基準になりますので、令和5年の1月1日の時点での鑑定評価を求める必要があることから、令和4年度に本鑑定評価の委託を行うわけなのですが、先ほど3年かけて評価替えを行いますので、令和3年のときに鴻巣市の全域を状況類似地区というのをまた見直したり、あとはだからその中で普通住宅地区だとか普通商業地区だとか、いろいろ現在の用途に応じて状

況を選定するのですけれども、標準宅地というのが前回の評価替えのときが453地点ということになっておりまして、予算計上は同じく453で見ているのですが、実際には令和6年の評価替えについては、その標準宅地がそのまま使われるとは言えないのですが、その辺鑑定評価を実施する前までには標準宅地の選定をして、その標準宅地について不動産鑑定士に鑑定、評価をしてもらうということの流れになります。

以上です。

(委員長)あとは個別で聞いてください。もうかなり過ぎていきますから。

(坂本)一言だけ。今のところ……

(委員長)随分もう過ぎていたので。

(坂本)ちょっといい。1つだけです。質問ではなくて。

(委員長)では、最後にもう一回。

(坂本)申し訳ない。今のその説明受けたのは、ずっと聞いたのだけれども、頭に残らないので、できれば箇条書みたいな形でそういうのをもらえればありがたいのですけれども。説明されていたことを。

(委員長)資料請求ですか、それは。

(坂本)はい、できれば。

(委員長)それは可能。

(財務部参事兼税務課長)固定資産税のしおりとかでざっくり出ていますので、そちらで、書き加えた形でちょっとお示ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員長)では、後ほど個別にいただいていたきたいと思います。

(田中)令和4年度の予算の歳出の部分で、項目はいっぱいあるのですが、一応通告したのは5点しかないなので、ちょっと丁寧に説明をお願いいたします。

まず初めに、83ページなのですけれども、会計年度任用職員等雇用事業というのがあるので、先ほど職員の特別職とか一般職の説明の資料とかもらって、一応給料、手当、共済費等々の説明があったのですけれども、私としてはその辺の部分も聞きたいのと、あと会計年度任用職員どんどん、どんどん毎年度増えてきているのですけれども、その

辺の人数の推移についてお伺いをいたします。

以上です。

(職員課長) 会計年度任用職員等雇用事業、この職員課のほうの事業につきましても、各課における育休ですとか長期病休、あるいは突発的な事務の増加に対応するための会計年度任用職員の任用ということになっております。近年の任用者の数につきましても、令和元年度が40人、令和2年度が35人、令和3年度、今年度まだ途中ですけれども、24人ということでの任用を行っております。全体の状況なのですけれども、会計年度任用職員制度は令和2年度から始まっており、それ以前は臨時職員ということでの雇用でございました。過去5年間までに遡りますと、これ4月の1日というところで把握をしておるところですけれども、平成29年度が545人、平成30年度が564人、令和元年度が548人、令和2年度が534人、令和3年度が586人で、令和2年度、3年度につきましても1日の時点ではなくて4月時点ということで、任用後の時期がタイミングによって違いますので、こういう数字になっております。

以上です。

(田中) 保険とかの関係で、職員の条件を聞きたいのですけれども、今の歳出のところとかを見ると、一応雇用保険とか科目存置みたいなやつしか載っていないので、いろいろ健康保険とかそういうのが、雇用保険、健康保険等々あるかと思うのですけれども、あと手当、その辺に関してはどのようになっているのでしょうか。

(職員課長) 職員課で任用いたします会計年度任用職員につきましても、社会保険の適用の外ということで、社会保険あるいは雇用保険の部分は該当しないところがございますが、全体の中では雇用保険につきましても週20時間以上、それから社会保険につきましてもプラス8万8,000円ということで社会保険に加入をしております。

以上です。

(田中) 時間とか雇用期間によって保険の適用がある、ないというふうに解釈すればよろしいのですか。

(職員課長) はい、そのとおりでございます。

(田中) それでは次に、通告をしてあります次の質問ですけれども、89ページです。行政不服審査会運営事業というのがあるのですが、これ一応見ると3人分の報酬しか載っていないのですけれども、今までに、その審査会の開催状況をちょっとお聞きしたいのですけれども。過去にどの程度あったのかということです。

(総務課長) 行政不服審査法の改正に伴いまして、行政不服審査会につきましては平成28年から設置されております。平成28年度からの開催数についてお話ししたいと思います。

平成28年度は、開催数はゼロ件でございます。平成29年は2回開催しております。平成30年と令和元年につきましては、開催がゼロ件でございます。令和2年度は、5回開催しております。令和3年度につきましては、現在進行中のものがございますが、現在のところは開催されておられません。

以上でございます。

(田中) 開催をされると、費用的部分というのは人件費が増えるだけなのでしょうか。その他かかる費用というのはあるのでしょうか。5回開催された2年とかと比べればちょっと数字的に分かるかと思うので、その辺の説明をお願いします。

(総務課長) 基本的に、審査会のほうが開催されることになると報酬と、あとは審査会の委員さんに通知文書とかをお送りしますので、郵券料等とかが発生すると。それだけです。

以上です。

(田中) それでは、次に行きます。

次の119ページ、お願いします。やさしさ支援課、相談事業というのがあるのですけれども、一応予算の中では県の補助金等、たしか3分の幾つがあるとかという説明が多分あったと思うのですけれども、この事業の内容を見ますと、相談員の弁護士謝礼、報酬等、あと女性相談員等謝礼というのが載っているだけで、ふだんの、相談事業ってほかにも多分あったかと思うのですけれども、相談員ってたしかもっといるような感じが私の記憶ではあるのですけれども、その人たちというのは要するに費

用載っていないので、報酬等はなくで無料でやるボランティアなのかということをお聞きしたいのですが。

(やさしさ支援課長) 相談事業の中で行っている相談で、先ほど委員のおっしゃった弁護士相談、それから司法書士相談につきましては法律相談ということで、弁護士等謝礼でお支払いしております。それから、女性相談、性的マイノリティーに関する悩み事相談の相談員は、女性相談員等謝礼でお支払いしています。ほかの相談につきましてはなのですが、市民相談を行っている市民相談員は会計年度任用職員報酬でお支払いをしています。相談事業の中で無報酬のボランティアであるのは、人権擁護委員による人権相談と、それから行政相談委員による行政相談の2つが無報酬となっております。

以上です。

(田中) その無報酬の方というのは、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 人権擁護委員が現在10名、本当に今日現在となりますが、4月1日からは11人になりますけれども、人権擁護委員が10人、それから行政相談員が4人となっております。

以上です。

(田中) その人たちというのは、交通費程度ももらっていないのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 旅費等の費用弁償につきましては、国のほうから支給がございます。

以上です。

(田中) それでは、また次に行かせていただきます。

125ページです。同じくやさしさ支援課なのですが、さっきちょっと県の補助金と言ったのは、先ほどやさしさ支援課ちょっと間違えて相談事業のほうで県の補助金と言ったのですけれども、こっちのほうの結婚支援事業のほうにもたしか県の補助金が多分こっちについていたと思うのですけれども、事業内容というのは、一応通告で、鴻巣市単独事業なのか、あとたしか前には県のほうのと一緒に何かやられたことがあるような記

憶があるのですけれども、その辺については令和4年度はどのように進めていくのかお伺いをいたします。

(やさしさ支援課長) 結婚支援事業につきましては、婚活支援と結婚支援の2つがございまして、先ほど委員のおっしゃった結婚支援補助金のほうは、県の少子化対策推進事業費補助金を活用して実施する事業となります。

もう一つ、婚活支援ということで、県が設置しましたSAITAMA出会いサポートセンターという、結婚支援センターのようなものなのですけれども、そちらの運営協議会の市町村会員となりまして、県の企業等とともに運営主体となって結婚を希望する方の支援を行っているというところでは。

以上です。

(田中) 今、そういう事業を予定しているということで聞いたのですけれども、一応PRとしてはどのようなことを考えておるのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 婚活支援のSAITAMA出会いサポートセンターの周知につきましては、こちらの出張登録会というのを年4回ほど実施しておりまして、ほかに県内で3か所常設のサポートセンターがありまして、随時登録を受付しているのですけれども、鴻巣市では年4回出張登録会を市役所内で実施する際に広報に掲載いたしまして、こういった婚活、中身はAIでマッチングしたりとか、お見合いができたとか、知り合える機会ができる結婚支援サービスなのですけれども、周知とともに出張登録会があるので、受付をするというのがその周知の手段となっております。

(田中) 何年か前、鴻巣市のほうで婚活事業始まって、いろいろ盛り上がっている部分があって、我々にも報告があったし、事業としてやっているのが見受けられたのですが、ここへ来てちょっと低調というか、あまり目立たなくなってきたと言ったら失礼なのですけれども、議会で婚活、議員がよく質問をしていた部分もあるのでしょうかけれども、ここへ来てあまり質問しないので、内容がちょっと見えないのと、伸びがないのかなというふうに思ったので、その辺の事業の推移というか、どのよ

うになっているのでしょうか。成婚率とかも含めてお答えいただければ、よろしく申し上げます。

(やさしさ支援課長) S A I T A M A 出会いサポートセンターは平成30年10月からスタートしているのですけれども、本市では独自に婚活事業をやっていた関係で、実際にこの会員になっているのは令和2年からとなっております。ただ、市民の方は設立当時から加入することは、個人加入することができまして、今現在、全体では会員数というのが、1月末現在になりますけれども、1万1,073人で、成婚退会組数が184組となっています。鴻巣市民の会員は248人となっております。鴻巣市民の中で5人の方が成婚退会されております。そういった状況でございます。

(田中) 今お話を聞くと、ちょっと数字が大きいのは県のほうの数字で、1桁の成婚率というのは鴻巣市の話でよろしいですね。いっとき話題性がある盛りが上がって、応募する人が多かったと思うのですけれども、ここへ来てちょっと感じとしては、周りからあまりどういうふうになっていると聞かれないので、それなりの工夫をして今後とも、どうしても少子高齢化の関係で、結婚しないと当然先へ進まないの、その辺について新たな取組等を含めてやってもらいたいなというふうに考えておりますので、何か新しい方策、方針なりありましたら、やさしさ支援課以外のところも企画するのでしょうかから、その辺についてお答えできればと思います。

(やさしさ支援課長) 以前鴻巣で婚活事業をやっていたときは、やはり人数があまり伸び悩むというところの中でイベントをやっても同じ方と会ってしまうというような現状がございましたが、S A I T A M A 出会いサポートセンター、県内のみならず県外の方も、埼玉に在勤されている方であったり、企業にお勤めだったりする方も会員として登録されておりますので、やはり規模が大きく違うというところと、それからなかなかコロナ禍でイベントができない状況の中で、このS A I T A M A 出会いサポートセンターはプロフィールを見て、選べると言ったら変なのですけれども、お見合いができた、あるいは趣味嗜好の合う方とA I でマッチングされてカップルになるというのが非常に、A I で成婚され

たカップルが40%もおりますので、そういった点でコロナ禍では非常に効果的な結婚支援サービスだと思っておりますので、鴻巣市はこちらに市町村会員として協力できるところを実施していくような方向性と考えております。

（田中）ほかの課ではどうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）婚活に関しましては、おっしゃるとおり晩婚化というものもかなり鴻巣でも進んでおります。その中で、今回の総合振興計画の審議会においても政策1で子育て、教育だけでなく結婚の部分から支援をしてほしいというような委員からの意見もございましたので、今後他の自治体の取組とか、あとは民間企業と包括連携等も行っておりますので、そういった部分で提案等を含めて今後研究のほうをしてみたいと思います。

（田中）それでは、最後の質問になります。

147ページなのですけれども、選挙管理委員会事務局のところの市議会議員選挙のところの60万3,000円。これ説明を聞いていたら、一応私は通告ではちょっと違う内容でしたのですけれども、説明聞いていると令和5年度の4月に行われる市議会議員選挙の説明会等の準備のお金かなというような説明だったと思うのですが、例えば今年7月に行われるであろう市長選挙に、例えば市議会議員が辞めて立候補した場合とか考えられるので、そのときには当然補欠選挙があるかなと思うので、そういう場合は予算的にはどのようなになるのかなという質問です。

（総務課副参事）それでは、お答えします。

まず、先ほど田中委員のほうから言われました市議会議員選挙60万円の関係なのですけれども、こちらにつきましては令和5年4月執行予定の統一地方選挙で行われます市議会議員選挙の準備のためのお金でありまして、具体的に申しますと2月に立候補予定者説明会を開催する予定でいます。そのときに手引なり冊子なりをお渡ししているかと思いますが、そういった消耗品の購入費、あと3月に事前審査を行いまして、ポスター掲示用の図面等をお渡ししているかと思いますが、そういったものの印刷製本費ということで60万円のほうを計上させていただいております。

す。

それと、次に補欠選挙の関係でございますが、7月に市長選挙が行われたときに、今現在欠員は生じておりませんが、欠員が生じた場合には、場合によっては便乗の補欠選挙が行われる予定でございます。そのときには、今回の市議会議員の選挙60万円とは別に、市議会議員の補欠選挙ということで、別建てで予算を組ませてもらおうと思います。ちょっとその金額について試算をいたしましたところ、約1,700万円でございます。

以上です。

(竹田) 私もたくさん通告したのですけれども、絞って質問いたします。まず、1点目、職員の配置で、先ほど田中委員から会計年度任用職員が586人おられるということでした。昨日質問したら、男性の方が90人おられるということでしたけれども、それで会計年度任用職員のいわゆる短期間勤務なのか、それとも20時間以上なのかという、その基準の決め方についてお答えください。

(職員課長) 会計年度任用職員の勤務時間につきましては、それぞれの任用する課におきまして必要と考える勤務時間を設定して、その時間に応じて募集をした人にお声がけをしまして、その勤務条件に合った方を任用するという形でございます。

(竹田) 期末手当との関係で、国は15時間以上勤務している人には支給するということですが、鴻巣は20時間以上ですね。その点からいうと、やはり同じように市の業務を担っていただいている方ですから、その15時間以上という国の基準に合わせる。この間国のやり方に準用しているわけですよね、期末手当の支給の問題でも。だから、そういう点では15時間以上という点での期末手当について新年度はどのように考えているかお答えください。

(職員課長) 会計年度任用職員制度を導入、令和2年度からでございます。今1年10か月というところでございます。導入の際に期末手当の基準につきましては雇用保険の制度である20時間を基準として設定をしますということでご説明のほうをさせていただいております。来年度につ

きましても、同様の設定の中で対応してまいります。

以上です。

（竹田）新年度予算の中で、編成に当たって退職した人、再任用の人、新規採用、そのうちの技術職、それから任用職員、その人数を教えてください。

（委員長）では、もう一度質問してください。

（竹田）すみません。予算編成するに当たって、退職する人、それから再任用する人、それから新規採用する人、そのほかに技術職、先ほど45人って言っていましたがけれども、技術職45人でいいのかどうかも含めてお答えください。

（職員課長）新規採用の職員の採用の考え方でございますけれども、採用に当たりましては、今から先に向かって5年間の間に退職をする職員が何人いるか、また技術職、いわゆる専門職の方が何人いるかということでの平均を出します。その平均を取りまして、まず第1段階としてどのくらい人が減るのかというところです。それと、それぞれ技術職についても退職の時期がばらばらでございます。それなので、それぞれの技術職、今後の退職を見据えて何人必要かというところ、それからそれぞれの課には様々な課題がありまして、技術職を必要とする部分がございますので、そういったことを総合的に勘案しまして募集の人数を決めまして、採用計画を決めまして、その中で例えば募集人員を9月試験であれば一般事務職が15人です、あるいは技術職は何人ですということで採用していくものでございます。令和4年度の採用の新規採用の内訳でございますけれども、一般事務職につきましては17名、それと障がい者が1名です。あと、就職氷河期の世代の募集も行っておりまして、来年度3人の予定をしております。技術職につきましては、建築、土木合わせて一般の技術職につきましては4人です。それから、1級建築士を1名、土木施工管理技士は2名、保育士が1名と、学芸員は1名でございます。合計で30名。そのほか、5月に試験を行いまして、管理栄養士2名を既に採用しまして、8月から配置をしているところでございます。

（竹田）3月31日をもって退職する人は何人ですか。

(職員課長) 定年退職者につきましては、19人でございます。

(竹田) そのうち、再任用される方は何人ですか。

(職員課長) 17人 (P54「15人」に発言訂正) でございます。

(竹田) 昨日から期末手当の議論をしてまいりまして、その中で3月31日をもって退職する人は、基本的には従来どおりの期末手当が支給されています。その方については、新年度の中で0.5か月分を期末手当で調整するわけですが、その人の分は返してもらわないという解釈でいいのですか。

(職員課長) 今年度末に定年を迎えて、来年度再任用になる方、この方につきましては令和3年12月の期末手当が支給されており、令和4年6月の期末手当も支給される方、この方につきましては令和3年12月分の期末手当の減額調整措置の対象となってきます。再任用を希望されずに退職をする方につきましては、もちろん市の職員ではなくなりますので、12月の期末手当が支給されているままということでございます。

(竹田) ということは、職員間で不公平が生じているというふうに私は受け止めますが、それでいいのですね。

(職員課長) 何をもって不公平というところがあるのでございますけれども、今回の国で行う減額調整措置としましては、12月期末手当の支給されている方についてもその減額の対象としまして、令和4年6月以降の期末手当でその減額調整を行うという、そういった制度設計をしているところでございますので、不公平というふうな観点で捉えていないというところでございます。

(竹田) 90ページの旧第二庁舎解体工事です。先ほど他の委員の質問に対して、いわゆる中央公民館エリアから第二庁舎の跡地に移行するに当たっては使っている人の合意は得ているかとかということで、基本的にはオーケーよというご答弁でしたけれども、いわゆるワークショップに参加した人たちは中央公民館エリアを基本とした運営をすることでの話し合いでしたよね。だけれども、それが駄目になったからといって第二庁舎に移行するという点でのいわゆるワークショップはしていないと思うのです。だから、その点ではどうなのかと確認をします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）当時、ワークショップの結果と方向性を出したときに、現在の中央公民館エリアの地域の自治会長さんたちには説明のほうはさせていただいております。

（竹田）説明はしたけれども、ではその人たちがもう何年もたっているわけですね。基本的に課長している人だって違うし、自治会長も替わっているわけだから。そういう点からいうと、意見集約というのは第二庁舎の解体に当たっての新しい施設を造るという点での合意形成は今後どのようにされるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほどもちょっとご答弁いたしました、まだスケジュール等詳細は決まっておきませんので、そういった部分含めまして今後しっかりと説明してまいりたいと思います。

（竹田）1つちょっと考えをお聞きしたいと思うのですが、解体工事をするに当たっては、あそこに入り口に立派な樹木がありますよね。元いわゆる市民会館のホールがあったりとかしている、松の木があったり、立派な石があったりとか、あの樹木は解体に当たってはどのようにしようと考えておられるのか伺います。

（資産管理課副参事）第二庁舎の解体に当たりまして樹木はどうなるのかというご質問でございますが、今回の第二庁舎の解体工事に伴いまして、庁舎入り口にスロープ脇に委員の言われているようにケヤキの木があるかと思われまます。それと、旧市民会館当時からそのまま使用されていまして、正面入り口横に日本庭園風にちょっと整備されておきまして、造形用の石でありますとかツゲ、マキ、カエデ等の樹木がございます。今回の解体工事といたしましては、伐採、抜根を行う予定でございます。一時的に樹木等を伐採いたしますが、第二庁舎跡地の利用計画が決まり、整備を進めていく中で、外構計画に花と緑の都市宣言の緑を守る趣旨に合致できるような樹木を新しく植える計画になってくると思われまます。

（竹田）花と緑と、緑というのは今の松を見てもケヤキの木を見ても、一朝一夕に育っていないのです。私とても不思議だなと思ったのは、伐採するということをいとも簡単にお答えになるこの姿勢、花と緑といいまますけれども、樹木は何年もたたなければ立派な樹木になっていかない

のです。今回、にこのすの入り口のところにケヤキの木があって、私どうするのですかって聞いたときに、エレベーターの設置に当たっているところあるのだけれども、努力していただいて、枝の木をいろいろやっていただいて残したのです。だから、そういう点からいうと、松とかツゲとかケヤキをいとも簡単に伐採するという発想そのものが、花と緑の都市宣言をしている市にふさわしいと思っているからそういうふうになるのだと思うのですけれども、再考できますか。

(資産管理課副参事)設計に関しましては今現在設計中でございますが、令和3年度末、今月末ぐらいには設計のほうで完成する予定でございますが、発注までに組替えを検討することも可能だとは思いますが。ただ、日本庭園風の樹木の植わっている部分につきましては、解体するに当たりまして仮囲いであるとか、仮設であるとかを組む必要がございますので、どちらにせよ伐採、抜根が必要かと考えております。入り口のケヤキにつきましては、次の計画が決定して整備が動き出すまでは残すこともできるかと思われまますので、その部分のケヤキ1本に関しては再考をさせていただければと思います。

(竹田) 本当に、給食センターもそうですけれども、34本の桜の木をなくしてしまったりとかいうことがいとも簡単に行われる、いともというふうに、それは失礼しました。なくしてしまうということが本当にこの市のスローガンにふさわしいのかどうか。私は、佐々木室長、ぜひそれは肝に銘じていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

94ページの包括施設管理業務事業です。包括管理については、今回包括管理について1階のところにもう事務所が置いてありますということの説明がありました。議員には何もこの件については報告されていないですよね。共同事業体で受けるということも報告されていなくて、私過去の行政報告書を見ても何も語られていないのです。ですから、この4億3,000万、20年間で約23億円の包括管理をするという大きな事業ですけれども、しかも業務委託ですから議案にしなくてもいいという地方自治法との関係があるのですけれども、ちゃんとした一つの議案として、金額

からいっても期間からいっても、やるべきではないかというふうに思うのですが、この点はどのように考えておられたのか確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）こちらの包括施設管理業務委託につきましては、昨年3月の議会で債務負担行為ということで予算を計上させていただいております。経緯につきましては、昨年12月議会の行政報告の中で業者が決まったという話と市内の事業者に対して説明をしているというようなことを報告させていただいております。

（竹田）では、ごめんなさい、訂正します。10年間ではなくて5年間で約23億円の包括管理業務委託料だということです。今回のプロポーザルの点数をお示しいただきましたけれども、この点数配分の根拠についてお示してください。

（財務部参事兼資産管理課長）プロポーザルの評価項目としましては、事業者の組織、実績、実施体制、保守点検業務の品質、修繕業務の品質、緊急対応、市内業者との協力体制、独自のノウハウ、価格というふうになっておりまして、この内容につきましては昨年度、職員のうちで実際にこういった施設の管理業務を行っている者を集めましてワーキンググループをつくりまして、この中でこういった評価の点数の配分につきましても含めて検討をしてきております。その中で、配点を見ていただくと分かると思いますが、実施体制、それから保守点検業務の品質、市内業者との協力体制、それと独自のノウハウ、こういったところに重点を置くような配点となっております。

（竹田）仕様書を見ますと、市内業者を使ったねということと、あとシルバー人材センターは引き続き使ってくださいということも仕様書の中には示されています。そういう点からいうと、基本的にはこの包括管理は再委託を前提とした包括管理だという受け止めでよいのかどうか確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）はい、そのとおりでございます。今回受注をします事業者は、基本的には実務は行いません。ごく簡単な修繕ですとか、巡回点検の中で気がついて、その場で修繕できるようなものについては自ら行いますが、それ以外のほとんどのものにつきましては再

委託をするという形になっております。

（竹田）その再委託にするに当たって、現在市が直接契約している事業所の中には平成6年まで契約したり、平成5年まで契約している事業所がありますよね。一覧表を見ていただきたいと思うのですが、その平成6年まで委託している業者とか、平成6年まで……

（令和の声あり）

（竹田）ごめん、ごめん。令和5年や令和6年まで委託契約をしている業者が何社かあります。そういう点からいうと、そここのところの契約関係はどのようになるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）長期継続契約をしているものにつきましては、そのまま継続ということになっております。

（竹田）そのまま継続ということは、誰と継続するのですか。市と継続していて、例えば防火施設などについてとか、例えばこの庁舎でいえばエレベーターの保守点検などはやっていただいています。その部分は抜いた契約をするということなのかどうかお答えください。

（財務部参事兼資産管理課長）長期継続をしているものについては、そのまま市と契約を継続します。その契約が満了になった時点で包括のほうに含まれるということになりますので、例えば市庁舎でいえば現在機械警備の仕事ですとかをやっているものはそのまま継続して、終わり次第包括に含むというようなことになります。

（竹田）実務が煩雑になるのではないのですか。

（委員長）今のは質問ですか。

（竹田）はい、そうです。実務が煩雑になるのではないのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）長期継続のものについては現在行って、その後で入れるということで、当初からそういう計画でやっておりますので、最初から入らないということでは確かに一部事務が重複することになるかと思えますけれども、それはそのようにさせていただきたいと思っています。

（竹田）一番は、要するに分かりやすく言えば派遣会社みたいにして、その先は再委託するということで、基本的には事業上、職員を持たなく

でもコーディネートしていくと、マネジメントをすることも今回の包括管理の中にありますけれども、実際に必要としている職員は何人だと考えますか。専門職も含めて。

（財務部参事兼資産管理課長）実務の体制につきましては、プロポーザルのときに各事業者から提案をしていただきました。今回の受注者につきましては、総括が1人、そのほかに市内を3つのエリアに分けて、それぞれに専任の者を置くというようなことになっておりまして、そのほかに事務関係ということで置くということで、鴻巣市の事務には基本的には10名程度が関わるというような提案になっております。

（竹田）分かりました。とにかく中間に入った包括管理業者が再委託するわけですから、再委託するときの金額はこれまでどおりが担保されるのか確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）来年度の委託につきましては、資産管理課のほうで全ての委託先と、それから金額について確認をしております。今年度と同じ業務内容の仕事であれば、来年度についてもおおむね同じ金額での発注ということになります。

（竹田）そういうことをすると、独占禁止法との関係でどうなのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）金額によって今後はそれぞれ見積りを取って有利なところと契約していくということになりますので、独禁法には触れるようなことのないように運営をしていきます。

（竹田）続いて、96ページの総合教育会議運営事業です。これは市長と教育委員会の間での話合いですけれども、3点大事に話し合うことありますよね。その中で、今学校では学級閉鎖が非常に広がっています。子どもたちの生命と健康に関わるところで大変なことなのですけれども、なぜ総合教育会議の中では子どもたちのコロナの問題を話し合わないのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）総合教育会議につきましては、市長と教育委員会の協議と調整の場ということで、具体例の中に確かに緊急の場合に講ずべき措置に関することとございます。ただ、こちらについては、いじめ問題により自殺案件が発生した場合とか、通学路で交通事

故死が発生した場合、そういった場合を想定しているものでございまして、コロナ対策に関しましては、本市では新型コロナウイルス対策本部会議により対応しているところでございます。

(竹田) でも、基本的には教育委員会と一緒にした対応が必要だと思うのです。子どもたちの生命に関わる場所では。そのところでなぜ私は議題にならないのかというところが、しかも対策本部のメンバーと総合教育会議のメンバー違いますよね。だから、その点で市全体で取り組む問題として捉えるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、コロナの対策本部会議につきましては、市長を本部長として教育長も出席しております。その中で各部長もおりまして、学校の児童生徒の状況、それから児童クラブ、保育所と併せてやはり意見交換、情報共有が必要だというふうに考えておりますので、コロナ対策に関しては対策本部のほうで話し合いをしております。委員のおっしゃるとおり、コロナの関連では、長期に及ぶコロナ生活に対して児童生徒たちの影響という部分では議題として挙げることも今後教育委員会と相談していきたいと思っております。

(竹田) 続いて、101ページの笠原小跡地利活用の問題で、資料として頂きたいなと思っているのは、3月4日までにアンケートを下さいというふうに人に送った、いわゆる説明会に、地域懇談会に参加しますと言っていた人に資料を送りましたよね。その資料をちょっと議会として頂きたいなというふうに思いますが、委員長、お諮りください。

(委員長) お諮りいたします。

皆さん、それを資料頂くということによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長) では、それはすぐ出るものですか。執行部。課長、すぐ出るものですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 送付した資料につきましては、すぐお出しできます。

(竹田) それで、3月4日までに寄せられた主なものだけお答えください。

(市長政策室参事兼総合政策課長)寄せられた意見、3月4日までに10名の方から意見が寄せられております。主な意見といたしまして、基本計画案については、交流による地域の活性化を望みます。それと、公募において優れた事業者が選定され、効果的に活用できることを期待します。また、地域の人が気軽に寄れるレストランができたらいと思う。それと、暫定利用期間中のイベント等につきましては、年齢に関係なく誰でも楽しめる行事、それからスポーツイベントの実施が地域の活性化、連携強化につながる。公民館と連動した文化展示等をやっていただきたい。それと、イベントが開催される際は参加したいといった意見も多くいただいております。

(竹田) ちょっと確認なのですが、笠原小学校の跡地利活用の問題で地域の方からいろいろ意見が出されていますが、国庫補助を受けて建設された学校施設を学校用途以外に転用したり売却したりする場合には、原則として補助金相当額の国庫納付等により、文部科学大臣の承認を得るための財政処分手続が必要となるということと、国庫補助事業終了後10年以上経過したものについてはその返済は不要ですよというルールが、ルールというか、文科省から示されているのですが、ここの部分で、ほかの施設に転用したりとかするということはもうクリアされているのかどうか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら地方債につきましては、まず
… …

(何事か声あり)

(市長政策室参事兼総合政策課長) 国庫につきましては、現在跡地がどういった形で貸付けになるかということがまだ決まっておりませんので、そちらのほうと含めて国のほうと協議をしてまいりたいと思っております。

(竹田) ちょっと確認なのですが、国庫補助事業を受けて建設された学校施設を学校用途以外に転用したり売却する場合、原則として補助相当額の国庫補助納付等により文科大臣の承認を得るという事項はクリアされているのですかねと。ここの部分が一番大事なのですけれども、

ここはクリアされているのですか。イエスかノーでお答えください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 2 分)



(開議 午後 2 時 2 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(職員課長) 先ほど竹田委員からのご質問をいただいた中で、今年度末に退職する職員 19 人に対しまして来年度再任用する職員は何人かというところで、私 17 人と答えましたが、正しくは 15 人でございます。おわびをいたしまして、訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

質疑に戻ります。答弁をお願いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほどの国庫の手続につきましては、暫定利用期間、令和 4 年度につきましては承認手続が不要で、国庫の返納についてもございません。

以上です。

(中野) それでは、歳出について、通告してありますので、基づいて質問いたします。

まず、昨日配られた職員人件費一覧表、これに基づいて行うって通告してあるのですが、これなかったものですからそういう書き方していますが、この中で 1 点聞きたいのは、負担金の中で総合事務組合特別負担金が昨年より 5,500 万円増になる、その理由が退職者増ということがありましたけれども、そこで伺いたいのは今後、令和 3 年度は別として、令和 4 年度以降、今後 5 年間の退職者人数をどのようにつかんで把握してい

るのかお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 2 分)



(開議 午後 2 時 3 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 今後の退職者数でございますけれども、手元にある資料が4年度間でございますけれども、令和4年度が10人、令和5年度も10人、令和6年度が16人、令和7年度が18人で見込んでおります。ただ、今後、令和5年4月1日から定年延長制度が導入されます。そういった中では、退職者は2年に1遍ずつということになってまいりますので、そこでは変更が生じるというものでございます。

(中野) 今の答弁で理解しましたので、結構です。

次に、ページ数でいうと82ページですか、会計年度任用職員等の雇用ということで出ているのですが、これ先ほど来皆さんしていると、2,250万2,000円ですか、この金額そのものは総務のほうで上がっていますので、総務のほうの人数ということは、40人とか人数言っていましたね。私が聞きたいのは、その意味ではそうではなくて、先ほど竹田委員の質問の中で、ここでは586か、現在、この586のうち90人が男性というのは昨日答弁がありました。そこで聞きたいのは、これ短時間と長時間あるわけですが、俗に言う、鴻巣でいう20時間以上という期末手当が支給される職員の方、保育所の保育士を含めて結構いると思いますが、この人数だけちょっとお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 5 分)



(開議 午後 2 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 令和4年度の予算の積算の中で期末手当の対象となる予定の人数でございますが、192人でございます。

(中野) 今言われた192ですか、これが期末手当支給対象になっていると分かりました。

そこで、今朝配られた、これ職員課の配付でして、これには会計年度任用職員の報酬等が含まれていないのです。そういう点で私が聞きたいのは、この会計年度任用職員を入れての報酬の合計、短時間、長時間入れて合計が幾らになるのか、それを聞けば人件費として、報酬と給与違うけれども、全体的に幾らかかっているかというの分かるわけだから、それちょっとお聞きします。

(職員課長) 令和4年度の総人件費でございます。給与と共済費含めまして7億6,260万9,000円でございます。

(中野) 分かりました。そうすると、今答弁に出た7億6,000万円、これにこれを足せば市として全体の、報酬というものがあるし、給与でもあるけれども、ほか合算した人件費ということの把握でいいということですね。はい、分かりました。

次に、ページ数90ページの資産管理課で聞こうと思った第二庁舎の解体工事。これについては、既に前任者の質問で、解体工事は令和4年度中ということで完了ということなので、これは省略いたします。

次に、94ページ、包括施設管理業務事業。これ私はそれぞれの質問、答弁聞いていますと、少なくともこれをやるメリットがどこにあるのかというのがよく分からない。つまりこれをやってどんどん拡大していけば市の職員の人数はもっと減っていくと、市の職員はもう必要ないのではないかというところ、そこにもつながってくる。そういう点から考えるとメリットはどこにあるのか、まずそこを伺っておきます。

(財務部参事兼資産管理課長) 本業務の導入により期待できる効果としましては、専門的かつ高度化する施設とか整備の状態把握を一元管理することによる管理水準の統一化、それと定期的な巡回点検と簡易修繕を実施することにより、事後保全から予防保全への転換を図ることによって修繕費の削減、それと施設の安全性の向上といったことが挙げられます。またさらに、従来市職員が行っていました契約に関しての執行伺から完了検査、支払い等の事務負担が軽減されることで業務が効率化され、

事業の企画ですとか運営、調整、施設の整備計画等に注力できる環境が整うというふうに考えております。

(中野) 今メリットを幾つか資産管理課長は述べていましたけれども、資料で頂いた中で118施設が出ているのと、それから今回この請負の業者が株式会社JMということであります。こういう中で、月2回の巡回、循環というか巡回だな、見て、指摘される箇所等について早期に発見、早期に修繕なり修繕することによって経費を安くするというようなことを述べられておりますが、これ週2回で、ここに今度は常駐する請負業者、何人、人数がまずいるのですか。私は10人というふうに記憶しているのですが、何人いるのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) まずは総括で全体を見る者が1名、それと今回は鴻巣市内を3つに分けて、それぞれに責任者を置くということですから、そこで3名。そのほかに事務ですとか、そういったようなものを行うということで、10名程度を常駐させるということになっております。

(中野) 私の理解どおり10名でいいのですね。10名で月2回やるのです。月2回。118施設ですよ。確かに吹上駅と北鴻巣と鴻巣駅の、駅で区分けするようなことを答弁聞きましたけれども、可能なのですか。10人で118施設、それを月2回各施設やるということ。すると、118の倍ですと236ですよ。これが10人で巡回ができるのかということがまず1つ。どうなのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) 巡回点検につきましては、この人数の中で可能というふうに考えております。

(中野) 答弁が10人でやると言っていますけれども、それ実施をどうやってやっていくのですか。

それと、もう一つ、それは頭の中で理解してですよ。1施設何分ですか。医療ではないけれども、1時間待って3分診断なんていうふうなことを言われますけれども、そういう診断、巡回にかかる時間がどうなのか、そのことを含めてきちっと10人で月2回の巡回ができるのかどうか1つ。

もう一つは、それは全くこの業者に任せっきりです。この巡回に市の職員が立ち会うのかどうか。市の職員が立ち会うことによって、指摘されたことについて、市の職員の少なくとも技術者が立ち会うことによって業者の言うことが分かるのか、あるいはそれはまだ早いのかという判断もできると思うのですが、その辺市の職員が同行するのか、それについても併せてお聞きしておきます。

（財務部参事兼資産管理課長）巡回点検の詳細につきましては、現在仕様書の中で調整をして契約をしておりますので、ちょっとさらに確認はさせていただきたいと思います。

職員が立ち会うかにつきましては、毎回必ず立ち会うというような想定はしておりません。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、定期的に調整会議を開きまして、その中で資産管理課と施設を管理する部署の職員と、それから今回の事業者の中で調整をしていきますので、そういう中で場合によっては一緒に巡回に立ち会って、どういったところが、施設が破損する兆候としてこういうところが見られるのかというようなことにつきまして現地での研修等、そういったことを行っていきたいというふうに考えております。

（中野）私は、今の課長の答弁ですと、まだまだこの事業に対する不透明な部分がかかなりあるのではないかというふうに思っています。先ほど課長の答弁の中で、一番とは言わないけれども、メリットの中の一つに早期診断、早期発見ということをしていました。であるなら、やっぱり私は、この事業をやるために一番メリットの重要なのは月2回の巡回です。巡回。この巡回をやることによってそれがなし得る。しかも、それにかかる時間、各施設の、これも重要だと思うのです。しかも、巡回ですから、恐らく目視ではないのですか。例えば打診するとかいうようなことも含めてやればもっと時間かかりますよ。目視だから、時間簡単に済むと思うけれども。私は、この巡回がこの事業のやっぱり重要な点だと思っているのですけれども、少しこの巡回にかかる時間、見積り、その辺が私はやはりちょっと聞いていて不安になるものですから、その辺再度伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) 月2回の巡回につきましては、そのときには目視というふうに考えております。このほかに、事業者のほうからは定期的な点検というか、ドローンによる点検ですとか、そういったようなものも提案をされておりますので、このほかの点検も行われるというふうに考えております。

(中野) ドローンを使うというのは、これも目視なのだよ。やっぱり施設によっては、高速道路もそうだけれども、トンネルなんかたたいて、それでチェックしていくわけでしょう。そういうような、やっぱり施設によってはそういうことが必要なものもあるのです。その辺きちっとやっぱり私はこの事業に対して、やるならそこまで徹底してやらなかったら、4億3,000万も払って、5年間で23億の債務負担行為を組んでやる事業とは到底思わない。そこをやっぱりきちっとしていただきたいということが1つ。

それから、もう一つ、巡回によって修繕が必要だ、修理が必要だといったとき、その金額が幾ら以上は市、幾ら以下は業務委託の中に含まれるという契約内容はどのようになっていますか。

(財務部参事兼資産管理課長) 先ほど外壁の打設、外壁の検査等につきましては、建築基準法の12条に定期的に行うというようなことが定められておりまして、これについては現時点でも行っております。それも今回の包括施設管理の中でこの事業者が受けて、市内の設計事務所を中心とするそういった資格を持っている会社に再委託するというようなことでやっていますから、定期的には今までと同様に行われているというふうに考えます。

もう一つの修繕の金額につきましてはですけども、今回は簡易修繕ということで、130万円以下の修繕につきましてはこの事業者が行うということになっておりまして、それを超えるようなものにつきましては各施設を管理する課のほうで計画をつくりまして、別途行うということになっております。

(中野) 答弁を聞けば聞くほど不安になってくる。これたしか私の聞いたところでは県内初めてでしょう。そうすると、少なくともこういうも

のに対して先進的なものは県内にはないのですよ。そして、聞けば聞くほど、答弁聞くと、おいおい、大丈夫かなというふうに思ってくる。その辺のことについて、結果的にこれ誰が責任を取るのか、最後に聞いておきます。何かあったとき誰が責任を取るのか。当然これを選択したのは市長だと思っただけけれども、その責任性について。この今言った4億3,000万も、5年間で23億もかけてやる事業として、結果的にどうだったのかという総括を含めて責任をどう取るのかということについてお聞きしておきます。

(財務部参事兼資産管理課長) この事業につきましては、今後ますます老朽化していく公共施設、これを持続可能として管理していくためには必ず不可欠な方法だというふうに考えております。これにつきましては、きちんと検証しながら運営していくということで、必ず成功させるようにしていきたいというふうに思います。

(中野) 次へ行きます。ただ、一言申し上げれば、非常に不安、聞けば聞くほど不安を感じているということだけ申し上げておきます。

次に、142ページです。これについては、選挙関係ですね、先ほど田中委員からも質問ありましたけれども、その中で今回、本会議の2日目だったかな、行政委員に対する質問がございました。選挙管理委員会の委員長です。これに対して答弁が、今年の市長選については参院選と月が全く同じになるので、できれば別の日にやっていきたいというような答弁がございました。同一でやった場合は事務の煩雑もある、しかし経費としては2,500万程度節減できるというような答弁があったかと思いますが、ここでお聞きしたいのは、選挙管理委員会の役割の中に投票率を上げるという役割はないのですか、お聞きします。

(総務課副参事) 投票率に関しましては、同日選挙になった場合には投票率は上がると考えております。ダブル選挙になったという経緯に関しましては、平成12年の6月25日に衆議院議員選挙と埼玉県知事選挙がダブルで行われたといった実績がございました。そのときですが、衆議院の選挙がおよそ60%ぐらいの投票率でした。知事選挙なのですけれども、基本的には知事選挙、その前後では30%台の投票率だったのですけれど

も、その平成12年6月25日にはやはり60%台になっています。ですので、やはり衆議院の、ついでと言ってはなんなのですけれども、埼玉県知事選挙の投票をやった方というのがやっぱりいっぱいいらっしやったのかなと考えております。同日でやるとやはり投票率は上がるのかなとは考えております。参議院の選挙ですが、直近ですと令和元年7月21日に行っております。このときの鴻巣市の投票率が48.28%でございます。直近の鴻巣市長選挙の投票率ですが、平成30年7月1日に行われました投票率は35%といったことになっております。全く前回と同じ投票率といったことを考えますと、鴻巣市長選挙の投票率は13%ぐらい上がるということは当然考えられるのかなと思います。選挙管理委員会としましては、投票率向上につきまして非常に重要な課題だと考えておりまして、いろいろな啓発事業を行っております。確かに同日選挙に行いますと投票率が上がるといったことは過去の経緯から考えても間違いはないのですけれども、委員長の答弁でもありましたが、やはり同日で行われるデメリットといったものがありましたので、今まで12年に1回、7月に重なる時期があるのですけれども、今までは同日に行わなかったといった判断をしてまいりました。令和4年度の市長選挙の日程なのですけれども、3月の28日に選挙管理委員会を開催しまして、同日にするか、別日にするか、選挙期日を決定したいと考えております。選挙管理委員会の委員の皆様には、メリット、デメリットを示した上で、慎重に審議した上で総合的に判断していただこうと考えております。

以上です。

(中野) 今の答弁聞いていると、確かに国政選挙と一緒にやったほうが投票率が上がるという答弁ありました。国政選挙に限らず何の選挙でも、広く民意の信を問うということを考えれば、そのバロメーターは投票率なのです。その投票率が下がるのを分かっているとおそれをやるという、そこに私は不可解さを感じるというふうに言っているのです。つまり何が言いたいかといえ、投票率を上げるということが選挙管理委員会の役割の中の一つであることは間違いのないのです。しかも、その投票率を上げることによって民意を広く吸い上げることができる。これが民主主

義です。その民主主義から外れるようなことで、同一選挙をやらないなんていう旨の答弁を選挙管理委員会の委員長が少なくとも今定例会の中で答弁したということについて私は非常に遺憾に思っていますけれども、選挙管理委員会としてこの辺どう考えているのかお聞きしておきます。

（総務課副参事）確かに投票率というのは民意を問う非常に重要なバロメーターだとももちろん考えております。それと同時に、同日選挙にやった場合にはやはりデメリットというのもございます。例えば参議院の選挙と市長選挙では選挙権の要件が異なっております。参議院の選挙につきましては、日本全国どこに転出しても投票することはできるのですが、市長選挙につきましては市外から、転出したら投票できないといったことになっております。具体的に申しますと、例えば7月10日に同日選挙が行われました場合、7月5日に例えば北本市に転出した方というのは、転出する前に期日前投票を行えば投票することはできるのですが、7月6日に例えば投票しようと思えば、その方、鴻巣市で投票しようと思っても、参議院の投票はできるのですが、市長選挙の投票はもう7月5日に北本市に転出したということで、できなくなります。その方、北本でも3か月いないと選挙人名簿に登録されませんので、北本でも投票できないということになります。万が一そういった方につきましては、もちろんいろんな対策は講じたいと思うのですが、参議院の投票をした後に間違えて市長選挙の投票をさせてしまうといったこともあるかもしれません。入場券に目印をつけるなり、人を配置するなり、間違いがないようにもちろん行いたいとは思いますが、全く可能性がないというわけではないのかなと考えております。また、3種類の記名投票が行われたことによって有権者が混乱して、例えば参議院の投票に市長選挙の候補者の名前を書いたり、もちろん記載台は全部分けて、氏名掲示も分けさせていただくのですが、中にはちょっとそういった方もいらっしゃるのかなと思います。やはり公正、正確に行うということを考えますと、別日に分けたほうが間違いはないのかなと考えております。投票率向上もあるのですが、選

挙管理委員会としましてはやはり正確に執行するというのも大事な任務だと考えておりますので、今までは別日で行うといった判断をさせてまいりました。

以上でございます。

（中野）今答弁言った内容はレアケースですよ。レアケース。確かに選挙区は、鴻巣市長は鴻巣市在住者。しかも、3か月以上になります。参議院は、確かに埼玉選挙区だろうが比例選挙だろうが、少なくとも埼玉選挙区であれば県内、ここから北本へ行ったってそれは投票権があることは間違いない。投票権はね。比例については全国ですから。それはいいのですよ。しかし、今答弁のあったことは間違いなく、私は断言しています。レアケースです。レアケースを重視するのか、広く鴻巣市民の声を市長選あるいは参議院選挙に聞いて投票率を上げるのか、どっちが大事か。そして、事務の煩雑と言うけれども、職員を増やせばいいことではないですか。それによって同一選挙で2,500万の経費が浮くのですよ。市の職員を動員すればいいではないですか。私は、やっぱり同一選挙をすることのほうが市民にとって大きなメリットがあるというふうに今でも固く信じていますし、そのことを今答弁いただいた中ではデメリットとしてレアケースまで持ち出して答弁するというのは、私的に言わせていただければ同一選挙をしない、別々に選挙を分けてやるということをもう最初からありきというような答弁でしか聞こえないのですが、いかがでしょうか。

（総務部長）私のほうから答弁させていただきます。

選挙期日につきましては、あくまでも選挙管理委員会の決定という中で、先ほど中野委員のほうから大きなメリットを、そっちに注視するのか、あるいはレアケースの部分を取るのかといったところの判断だと思います。それについては、こういった常任委員会の質疑内容等も、今度3月28日ですか、臨時の選挙管理委員会を開く予定となっておりますので、その辺を含めて過去の状況、あるいは先ほど委員さんのほうからお話が合った大きなメリット、デメリット等も含めまして委員さんのほうに説明をさせていただいて、そこで決定をしていただくのかなと思っておりま

すので、この辺の委員会の状況等を踏まえまして説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

(芝罘)では、重なっているところは省かせていただきまして、二、三質問させていただきます。

90、91ページの会計課のコンビニエンスストア等収納代行業務委託料、まずこれについてちょっと内容の確認という、含めてご説明をお願いします。

(会計課長)今ご質問のありましたコンビニエンスストア等収納代行手数料についてですが、こちらのほうは納税者の方が市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアやスマートフォンアプリを利用して支払ったときにおける収納代行に係る委託料となっております。

(芝罘)コンビニエンスも幾つもある会社名がありまして、これはこういった形でどこに、個々のコンビニエンスのほうに払っているのでしょうか、それとも、どのようなお金の流れで支払いが行くのか、またこの支払い算出の基準はどのようになっているのかお聞きいたします。

(会計課長)こちらは、個々のコンビニエンスストアに行くのではなくて、収納代行という形で一括に委託業務を行っております。また、コンビニエンスストアだけではなくて、スマートフォンアプリを使ったペイビーですとか、それ以外の収納方法もありますので、そちらのほうも併せて収納代行業者のほうに委託料のほうを支払っております。

(芝罘)すみません。では、単純に100万円の収納があった場合に幾らの分が差し引かれて市に入るとか、そういう考え方でよろしいのですか。

(会計課長)こちらのほうは、費用のほうを支払っていただいた金額等ではなくて1件当たり幾らという形で、1件当たり55円を支払っております。

(芝罘)スマホのアプリも使ったりしていると年々増加しているのかなというふうに予想されるのですけれども、ここ二、三年の利用件数の推移、数だけでなくとも、伸びているのか伸びていないかというところを

ちょっと教えていただきたいのですけれども。

（会計課長）令和元年度からの実績で申し上げさせていただきますと、コンビニエンスストアのほうでお支払いをしていただいている件数のほうが、税のほうが令和元年度が13万3,765件、後期の保険料と介護保険料のほうが1万2,433件、モバイルレジ、ペイビーのほうを使ったものが、モバイルレジのほうが税が250件、料と言われます介護保険料と後期高齢者の保険料が2件、ペイビーが税で145件。令和2年度の実績といたしましては、コンビニのほうで支払いをしていただきました件数が、税が13万5,168件、料におきましては1万2,652件、モバイルレジのほうが、税が391件、料のほうが15件、ペイビーのほうが425件。令和3年度、1月までの実績になるのですが、コンビニエンスストアのほうで支払っていただいた件数が11万4,131件、料のほうが1万1,396件、モバイルレジを使ったものが税ですと348件、料ですと6件、またペイビーが税について664件、料のほうはございませんでした。今年度4月より電子マネーのほうが使えるようになりまして、こちらのほうが税が6,540件、料のほうが212件、件数にしますと毎年順調に伸びてきております。

（芝寄）順調にというか、伸びている。今DXの時代ということで、キャッシュレスも含めてこれからもっともっと伸びていくのかなと予想されるということは、この予算も今後増えていくというふうに思われているという解釈でよろしいでしょうか。

（会計課長）金額につきましては、件数が伸びればそれに伴って予算のほうも伸びてくる可能性はあると思います。

（芝寄）次に、98、99ページの市民が主役のまちづくり地域懇談会事業6万1,000円なのですからけれども、ちょっとこの内容確認のため、どのようなことが行われているのか、まずはご説明をお願いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、市内の10地域において、10会場ですね、10会場で地域懇談会を開催しております。今年度の実績としましては、6会場で11月の6日と7日に分けて実施いたしました。4会場につきましては、コロナの関連から、連合会長はじめ自治会長さんたちで協議をしていただきまして、書面開催を希望され

ましたので書面開催としております。懇談会の内容ですが、2部構成としておりまして、1部は市への意見、要望等への回答、2部につきましては、事前に参加者に対して行ったアンケートを基に懇談会の形式で行っております。

以上です。

（芝罘）その行われた中で意見が出たとかで、こんな意見が出てこういうことになったという結果、何か今までにありますでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）私どもも実際に毎年ここ何年か参加しておりますけれども、やはり要望としては道路とか、環境のごみ問題とか、そういったものが多くなっております。会議の内容につきましては、やはり会議形式を望む地域も多くなっておりまして、今回コロナということで時間もある程度短めに行っておりますが、もう少し議論をしたいと、そういった声もいただいております。

（芝罘）大変いい試みだと思います。10会場で、去年は6会場で行われたということもありますけれども、もっと数を多くやって、多くの方の意見を聞ける場を設けたほうがいいと私は考えるのですけれども、今後、来年度以降も含めてこういうことをもっと増やして、市民の意見を吸い上げる場を設けるということは考えられているのかお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら連合会長を通しまして各自治会長を中心に出席していただいておりますので、その自治会長から何か個別に要望あれば当然担当部署が相対でやり取りをさせていただきますので、来年度につきましても一旦この10会場で実施をしまして、またそういう拡大の要望等ございましたら検討のほうを進めていきたいと思えます。

（芝罘）続きまして、100、101ページのDXを活用した言語の壁のない市役所研究事業ということで、アプリを導入するということで30か国前後の翻訳ができるということをお聞きしております。これ市民課のみ入るといふふうにお聞きしておりますけれども、いろんな各施設に私は早急にやったほうが、いざというときに職員も対応できるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら市民課ですけれども、深谷市のほうでまず書かない窓口、今年から本市でも始めておりますけれども、深谷市はそれより前から始めているのですけれども、こちらで活用をしております、月50回程度を使う、職員にも評判がいいということなので、まず使用頻度が高いと思われる市民課のほうで活用を、実証実験をしていきたいというふうに思っております。ただ、2ライセンスをインストールする予定ですので、こちらについては必要な部署があれば、本庁新館に限られますが、市民課のほうから貸し出すということも実施していきたいと思っております。他の施設の導入につきましては、その使用状況、またその他の施設の外国人との対応状況等を検証いたしまして、今後の導入について考えていきたいと思っております。

(芝寄) 続きまして、106、107ページのDX推進事業の中のRPAシステム保守委託料ということで、RPAもいろいろ内容もあると考えているのですけれども、本市ではどのようなものを導入し、その効果はどのように狙っているのかをお聞きします。

(ICT推進課長) まず、RPAですけれども、ロボティック・プロセス・オートメーション、定型業務をロボットを使って自動化をしていくといったようなツールでございます。主な使い方としましては、やはり表計算ソフトなどで作られたデータ、これをシステムに、今までは手入力していたものをこのRPAを使って自動的に次々に転記をしていく、入力をしていくというような使い方と、あとは表計算ソフトで作られた表の加工、そういったものが主に適しているようなツールになるかと思っております。今年度につきましては、会計年度任用職員の報酬計算の業務など5業務について今現在ちょっと適用を進めているところなのですが、適用後の検証につきましては、今年度につきましてはこれから集計をしていくというような予定でございます。ですので、令和2年度の実績になります。自治振興課のデマンドタクシー料金の請求内容確認、こちらの業務で適用しております。運行事業者からデータで提出された運行記録、これに記載されている運行距離の確認にRPAを適用しております。運行記録の中にあります乗車場所と降車場所、これを基にインタ

一ネット上の地図ソフト、具体的に言いますとグーグルマップになりますが、こちらでRPAによって出発地、目的地を転記して、地図ソフトでの出てきた距離、これを計算させて、運行記録と突き合わせて検証をするというような使い方をしております。この適用によりまして、一応作業時間としましてはおおむね92%の効果が得られたという報告がございます。適用前には月おおむね3,500件程度の確認作業が発生しているというところですが、時間としまして255時間程度の作業時間がかかっていたものが、RPAを使うことによって20時間程度でできるというような形の報告がございます。また、このRPAで自動的に処理をしている間、職員は別の作業ができたりですとか、処理自体を例えば夜間で行わせることによって翌朝には結果が得られるというような事務の効率化というものが図られているという状況でございます。

（芝寄）内容は大分分かったのですけれども、かなり便利なものなのかなというふうに感じましたけれども、今後これが導入がどんどん進んでいくのかなというふうに予想されるのですけれども、課ごとに導入されたり、そのほか導入される所なんかはICT推進課が行って全部説明してセッティングするのか、それともその担当の課が研修などを受けて使い方などを覚えて、課に持ち帰ってそれで導入するのか、どのように考えて今後進めていくのかをお聞かせください。

（ICT推進課長）RPAの適用につきましては、AI-OCRも含めて組み合わせで今後業務の拡大を図っていこうといったところを考えております。進め方としましては、業務の内容をやはりヒアリングしまして、適用するに適したものかどうか、業務自体をやはり分からないとちょっと適用もというところもありますので、まずヒアリングを通して業務の吸い上げ、整理をしていきたいと。ICT推進課では、システムの運用業務につきまして、委託業者が常駐しておりますので、自動化をするためのいわゆる手順、シナリオと言われているものの作成につきましてはそちらの委託業者で作成を主にしていきたいと思っております。もちろんそんなに難しい作業ではありませんので、職員自らそのシナリオ作成ができるような簡単なツールとはなっております。

以上です。

（芝罘）では最後に、119ページの下から3行目のDV被害者一時保護宿泊施設借上料4万2,000円というのですけれども、ちょっとこの内容をご説明いただきたいなと思います。

（やさしさ支援課長）こちらの借上料ですが、DV相談を受けて、家に戻すことは危険と判断した場合に、婦人保護施設への入所か友人、知人、親族などに身を寄せるところがあるか確認や検討をするのですが、夜になっても避難方針が決まらないときなどにホテルに泊まってもらうための宿泊費用を計上しています。もちろん避難する方に所持金があれば宿泊費用は出していただきますが、所持金もなく避難しなければならない方については市が負担するというので、この宿泊料、借上料なのですけれども、予算を計上しています。

（芝罘）これは、もう既に警察に相談をしているとか何か、認められている方のみが適用できるのでしょうか。それとも、DVはいつ始まるかわからない、今夜始まって家を出されてしまった、そういう方も対応できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（やさしさ支援課長）特に警察への相談がなくても、避難をこちらで対応するに当たって宿泊となった場合には費用を負担いたします。

（芝罘）では最後に、昼間なら市役所等にまずは相談できると思うのですが、夜だとか、そういう方がいた場合にはどのような連絡の仕方をしたらよろしいかというのもお願いします。

（やさしさ支援課長）夜間で市のほうに相談に来られない場合には、警察のほうに相談に行ってくださいのが本来になります。もう夜避難しなければならない事態というのはやっぱり命に危険があったりとか、そういう本当に急な事態だと思いますので、そういったときにはちゅうちょすることなく警察のほうに行ってくださいということをそういった予兆のある方にはお伝えをしております。

（芝罘）すみません。今でもう一回整理したいのですけれども、例えば夜相談されて、もう帰るところがない、怖くて帰れないという方がいたときに警察に相談したとします。そのとき、ではどこに泊まるという

のを誰が決めるのでしょうか。その判断は。

(やさしさ支援課長) 警察のほうに避難して、もしそこから家に帰ることができなくなった場合には、それは警察のほうの判断になるのですけれども、今までのケースですと夜中でも婦人保護施設のほうに連れていくというケースもありました。あるいは、警察のほうのお部屋で1泊して、翌朝市のほうに相談に来るというケースもあります。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時23分)



(開議 午後3時23分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(橋本) もう随分いろいろな方が質問されたので、何点かだけ質問させていただきます。

まず、97ページの若手職員政策研究事業というのがありますがけれども、今までもやっているのですけれども、これ今までどのような実績があるのか、それをまず最初に伺いたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今年度、先ほども申し上げました外国人の対応の翻訳アプリの関連を働き方改革、業務改善をテーマに、こちらを事業化ということしております。その前につきましては、令和元年に市制施行65周年記念事業として、筋肉の宴、それから青春U-18のフェスのイベントの開催を行っております。

(橋本) 来年度においてはどのような方針とか、そういうのがるのであれば教えていただきたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 来年度につきましては、これから詳細については詰めていく予定ですが、SDGs、こちらを研究テーマにしていきたいと、現在のところは候補として挙がっております。

(橋本) 若手職員というと、何歳ぐらいまでを対象に、そして何人ぐらいいるのか、それだけちょっと最後に伺いたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 職員につきましては、20代から30代

の職員を対象としておりまして、人数については5名から10名程度で政策立案から事業実施まで2年間の活動を予定しております。

（橋本）それにちょっとついでに、男女の差とか、そういうのはあるのですか。同じような配置なのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）基本的に部長から推薦というパターンが多いので、できる限り同じぐらいな比率になるように、そういったことは考えております。

（橋本）ぜひ若手をどんどん、どんどん積極的に政策のほうにつなげていただきたいと思います。

次は、同じ97ページ、ふるさと納税促進事業です。これ当然鴻巣からなくなる税金もあると思うので、その収支は今年度はどのぐらいなのか、まず教えていただきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、寄附額から経費を引いて、さらに市民税の減少、他市、他の自治体へふるさと納税した額、そちらを引いて交付税分、交付税見込額75%を足したものでございますが、こちら令和元年は230万円ほどのプラス、令和2年については約220万円のプラスとなっております。令和3年度、今年度につきましては1億1,000万円のふるさと納税で、昨年度の市民税の減少額が1億7,000万円でしたので、こちらをまた120%ほど伸びるだろうと、約2億600万円ほどに伸びるだろうと想定をした場合でございますが、340万円ほどプラスとなる見込みでございます。ただ、これが130%まで減少額が伸びてしまいますとマイナスに転じてしまうような形になってしまいますが、現在のところ、令和元年から令和2年で128%という形でしたので、120%ぐらいではないかと思込んでおりまして、300万円ほどの増加を見込んでおります。

（橋本）この前、埼玉新聞、北本市が県内で1番だということで大きく新聞に載っていましたが、鴻巣市としては北本市を追っかけるというぐらいの、上限をもっともっとやるのだという、そういう気持ちがあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）北本市の場合、スーツの補助券とい

うことで、今年度も8億を超える寄附という部分が出ておりますが、昨日もご説明させていただきましたけれども、鴻巣市の場合ですと台車はかなり伸びております。花と人形のまちということで、市のPRも兼ねまして、こういった新聞折り込み等も実施しながら、メインの商品というのは今後もPRの強化に努めて、これから少しでも寄附額のほうを伸ばしていきたいというふうに考えております。

(橋本) 分かりました。

次、101ページ、DXを活用した言語の壁がない市役所研究事業です。これちょっともう前任者に質問されてしまったのですけれども、これからはそういうアプリを使って対応するということですのでけれども、今まで、現在そういうちょっと言葉の分からない、英語とかそういうのだったらまだ分かるのかもしれないけれども、全く分からない人にどのように対応をしていたのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現在の対応ですけれども、若手の研究の中で各窓口を確認した限りでは、何とか片言の英語等を使いながら対応をすとか、あとは携帯のアプリを使って対応すとか、そういった形で行っていて、なかなかやっぱりうまくいかず、時間がかかっているとといったような窓口の担当者の意見も寄せられております。

(橋本) 分かりました。ぜひ前向きに、このDXを使ってやっていただきたいと思います。

119ページ、相談事業、またこれも前任者から質問ありましたけれども、DV被害者一時保護宿泊施設借上料。先ほど説明を受けましたので大体分かりましたけれども、以前シェルター、今度逃げて、ご主人なのか分かりませんが、このシェルターが鴻巣にはないということで、実は新座のほうに視察もさせていただいたのですけれども、今現時点でこういったDV被害の方のシェルターというのはどちらを鴻巣市では考えているのでしょうか。それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(やさしさ支援課長) 避難施設は、県の施設と先ほどおっしゃっていた民間の保護施設等があるのですけれども、いっぱいになっているような施設もありまして、避難しなければならない場合には空いているところ

をもう片っ端から当たって避難所を探すというような状況になります。詳しく場所は公開することはできませんので、件数ですとか場所とかはお伝えできないのですけれども、そのようにしております。

（橋本）DV被害でそうやって市とか警察、そういうふうになっているのは、この何年かではやっぱり増加しているのでしょうか。それだけちょっとお伺いしたいと思います。

（やさしさ支援課長）DVの相談はやはり増加しております。コロナ禍で一緒にいる時間が長かったりとか、そういったことも起因していると思われま。本市におきましては、DV施設の一時保護施設のほうに入所をした件数は、2年度は4件保護施設のほうに避難したのですけれども、今年度は1件となっております。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは最後に、152ページの更生保護活動推進事業というのがありますけれども、その中で更生保護観察協会鴻巣支部負担金というのがあるので、これは一体内容的にはどのような活動をされているのでしょうか。

（やさしさ支援課長）実際には、こちらの更生保護観察協会鴻巣支部のほうへ負担金を払いますが、こちらから鴻巣市、それから北本市、桶川市の3市で構成する鴻巣地区保護司会のほうへ助成金が支払われまして、更生保護の事業を実施しています。具体的には、市が事務局となりまして、保護司会や更生保護女性会とともに実施する更生保護活動としましては、社会を明るくする運動として、例年鴻巣市内3駅で啓発物資の配布や合同講演会を実施しております。ですが、ここ2年間はコロナ禍であったので、小中学校の児童生徒へリーフレットやクリアファイルなどの配布を行っております。

以上です。

（橋本）最後なのですけれども、この更生保護、とても大事な事業だと思うのですけれども、今鴻巣市内、保護司さんは何人ぐらい活動しているのか、それだけ最後に伺いたいと思います。

(やさしさ支援課長) 現在、鴻巣市で保護司をされている方は20名となっております。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時35分)



(開議 午後3時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 問題点だけ指摘して反対します。まとめてはもっと本会議でやりたいと思います。

まず、1点目が昨年 of 期末手当の調整分が新年度予算で計上されていること、2点目が再委託を前提とした包括管理事業があるということ、3点目が国が進めるDXに基づいて令和7年度までの基幹システムの全国共通に移行するための予算が計上されている点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調整及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 3 7 分)